

生活困窮者支援等のための地域づくり事業

【要旨】

令和4年度予算案 594億円の内数（新規）

- ・ 「血縁、地縁、社縁」という日本の社会保障制度の基礎となってきた「共同体」機能の脆弱化と、人口減少に伴う地域社会の担い手不足が加速化する中で、支援の「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成していくことが、地域共生社会の目指す姿である。
- ・ また、コロナ禍においては、孤独・孤立問題がより深刻化・顕在化している中で、地域における「絆」や支え合いの重要性が再認識されている。
- ・ これを踏まえ、身近な地域において、地域住民による共助の取組の活性化を図り、課題を抱える者の早期発見、気軽に安心して通える居場所の確保、課題を複合化・複雑化させない予防的対応、地域資源を最大限活用した連携の仕組みづくりなどに資するよう、新たに、生活困窮者や望まない孤独・孤立に悩む者と地域とのつながりを適切に確保するための「生活困窮者支援等のための地域づくり事業（仮称）」を創設する。

【事業内容】

- ①課題を抱える者を早期に発見するための地域住民のニーズ・生活課題の把握
- ②地域資源を最大限活用した地域住民の活動支援・情報発信等
- ③課題を複雑化させないための地域コミュニティの場を形成する「居場所づくり」
- ④行政や地域住民、NPO等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開

【実施主体】 市町村

（管内市町村における取組を総合的に調整する場合は都道府県も可）

【補助率】 1/2

【事業イメージ】



住居を失うおそれのある困窮者への住居確保給付金の支給

令和3年度当初予算額	負担金(298億円)の内数
令和3年度補正予算額	100億円
令和4年度当初予算額(案)	負担金(301億円)の内数

○ 新型コロナウイルス感染症の影響による休業等に伴う収入減少等により、住居を失うおそれが生じている方等に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保を支援する。

【実施主体】 都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体、906自治体)

【補助率】 3/4

【支給対象者】 ①離職・廃業後2年以内の者

②給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者
※令和2年4月20日省令改正により支給対象者を拡大

【支給要件】 ・収入要件:世帯収入合計額が①と②の合計額を超えないこと。

- ①市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12
- ②家賃額(但し住宅扶助特別基準額を上限とする)

※東京都特別区の収入要件(目安):単身世帯:13.8万円、2人世帯:19.4万円、3人世帯:24.1万円

・資産要件:世帯の預貯金の合計額が上記①の6月分を超えないこと(但し100万円を超えない額)

※東京都特別区の資産要件(目安):単身世帯:50.4万円、2人世帯:78万円、3人世帯:100万円

・求職活動等要件:公共職業安定所に求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

10か月目以降の延長を申請しようとする場合は、3月分を超えないこと(但し、50万円を超えない額)とする

【支給対象者】②による受給者については、再延長期間(～9か月目)までは求職の申込は求めない

【求職活動】 当分の間、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口への求職申込みも可能

【支給額】 家賃額(但し住宅扶助特別基準額を上限とする)

※東京都特別区の支給額(目安):単身世帯:53,700円、2人世帯:64,000円、3人世帯:69,800円

【支給期間】 原則3か月(求職活動等を誠実にやっている場合は3か月延長可能(最長9か月まで))

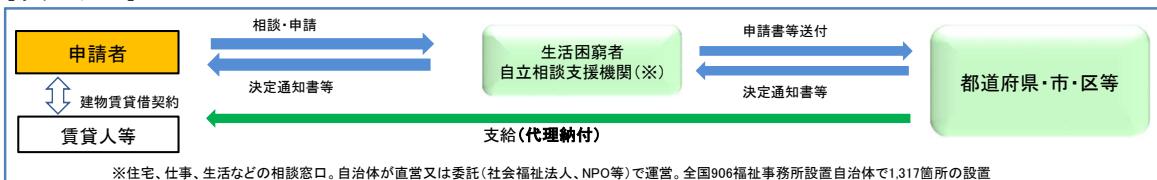
令和2年度に新規に申請し、受給を開始した者については、特例として、最長12か月まで再々延長が可能

【支給方法】 賃貸住宅の賃貸人又は不動産媒介事業者等への代理納付

令和4年6月末までの申請について、特例として、解雇以外の休業等に伴う収入減少等の場合でも、3か月間の再支給が可能

令和4年6月末までの申請について、特例として、職業訓練受講給付金(月10万円)との併給を可能とする。

【事業スキーム】



※住宅、仕事、生活などの相談窓口。自治体が直営又は委託(社会福祉法人、NPO等)で運営。全国906福祉事務所設置自治体で1,317箇所の設置

一時生活支援事業の共同実施への支援強化

令和4年度予算案 594億円の内数（新規）

背景：ホームレス数は減少傾向である一方、新型コロナウイルス感染症の影響等による雇用環境の悪化等により、小規模自治体においても不安定居住者の増加が見込まれる。

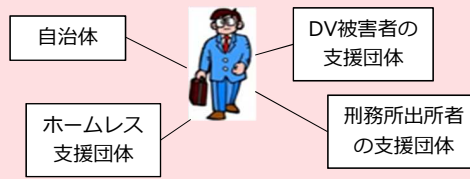
概要：地域を問わず一時生活支援事業の実施が可能となるよう、共同実施への支援強化として、管内のシェルター確保や利用調整に係るコーディネーター等に要する人件費、事務費、共同利用するシェルターを居室として利用する際に必要な初期経費の補助を行う。

補助内容

- 補助率：2/3
- 国庫補助基準額：6,000千円
- 補助対象経費：管内のシェルター確保や利用調整に係るコーディネーター等に要する人件費、事務費、共同利用するシェルターを居室として利用する際に必要な初期経費として施設備付品や修繕費等

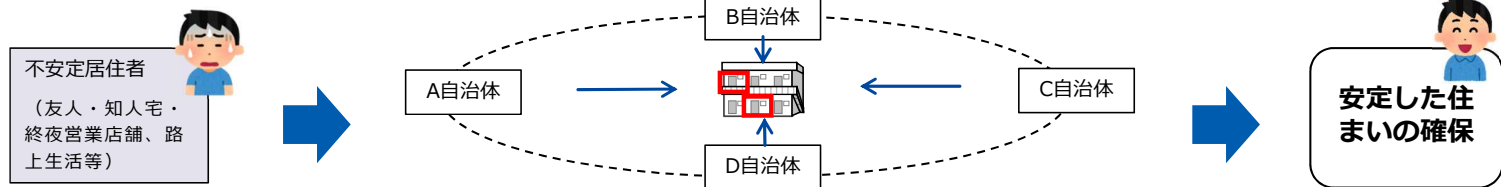
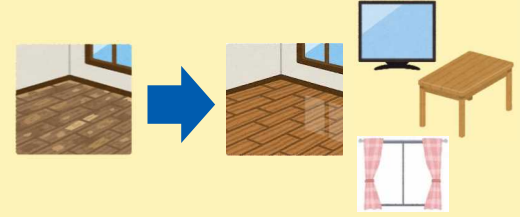
コーディネーター

- 管内での潜在的な利用ニーズの把握
- 利用ニーズに対応したシェルターの検討
- 共同実施自治体間の協定の策定
- 共同実施立ち上げ後のアフターフォロー



初期費用等

- 施設備付品：入居者日用品、求職活動用品、テレビ、テーブル、カーテン等
- 修繕費、事務費等：事務用品、会議費、印刷製本費、リネン費、修繕料等

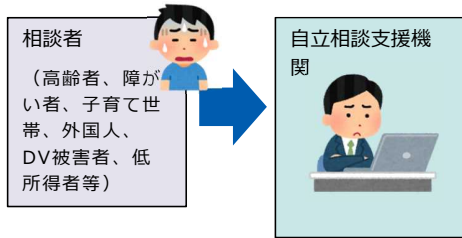


生活困窮者自立支援の機能強化 住まいに関する相談支援体制の強化

令和3年度補正予算：約61億円の内数

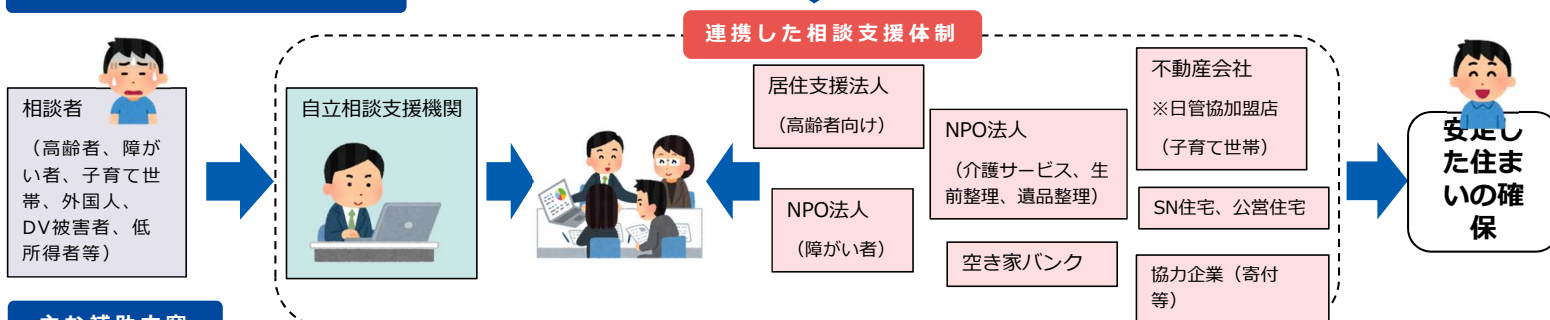
概要：自立相談支援機関が居住支援を担う関係団体等と連携するため、住まいに関する相談支援体制の構築・強化に取り組み地方公共団体に対して必要な経費を補助し、生活困窮者等に対する安定的な住まいの確保を行う。

これまで



- 地域に高齢者や子育て世帯等の入居に理解のある大家・不動産会社が見つからない
 - そもそも居住支援を担っている団体を把握できていない・連携体制が構築できていない
 - 居住支援を担っている団体毎に支援エリアや得意分野が見極められない
- 相談者の属性に応じて居住支援を行うためには、不動産の視点での専門的な知見とノウハウが必要

相談支援体制の構築のイメージ



主な補助内容

- 高齢者、障がい者、子育て世帯等への入居に理解のある不動産会社やNPO法人などの居住支援を担う関係団体に関する情報収集
 - 自治体から居住支援を担う関係団体への住まいの相談対応の流れの構築
 - 支援エリアや得意分野を見極めた対応方法の検討等
- こうした取り組みを通じて、自立相談支援機関と居住支援を担う関係団体等とが連携した住まいに関する相談支援体制を構築・強化する。

不安定居住者に対する支援情報サイト及び総合相談窓口の設置

参考(国事業)

- 住居を失った又は失うおそれのある生活困窮者には、路上等で生活するホームレスのほか、終夜営業店舗や知人宅等で寝泊まりする不安定な居住環境にある者が含まれる。
- そうした不安定居住者においては、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業や一時生活支援事業、住居確保給付金といった各自治体実施している支援等につなげることが重要である。
- このため、住まいに困窮する方に対する支援情報サイトを開設するとともに電話やメールによる総合相談窓口を設置し、各支援策の情報提供、地域の自治体の相談窓口等への案内、不安定居住者の実態把握のためのデータベース作成等を行う。

対象経費

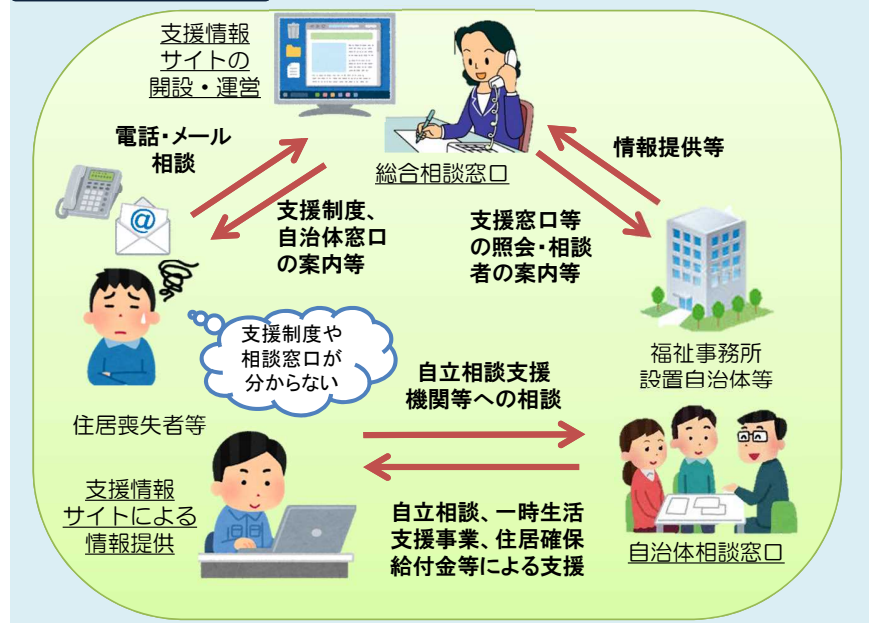
◇ 人件費、通信費、賃借料、消耗品費、情報サイトの開設費用、運用・保守等

※国事業(委託費)

事業内容

- 住居を失った又はそのおそれのある方が支援につながるため、生活困窮者自立支援制度における居住支援事業や地域の自治体の相談窓口などを分かりやすく紹介した情報サイトの開設・運営等による情報発信を行う。
- 電話相談窓口を設置し、住まいに困窮している方からの相談を電話やメール等で受け、各支援制度の紹介や助言等を行うほか、相談者が所在する自治体の相談窓口等につなぐ。
- 相談内容のデータベース化や情報サイトを活用したアンケートの実施等により、不安定居住者の実態把握を行う。

事業イメージ



次期法改正に向けた検討スケジュール

生活困窮者自立支援

生活保護

見直し規定

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）附則第8条（※）に基づく検討
 （※）政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

検討の場

論点整理検討会

(計4回程度)

※令和4年4月とりまとめ(予定)

議論の共有
連携

国と地方の実務者協議

※令和4年3月とりまとめ(予定)

報告

ワーキンググループ(計7回程度)

① 事業の在り方検討班

各法定事業のあり方(被保護者支援との連携を含む)について議論

② 横断的課題検討班

制度全体にまたがる課題(制度のあり方、関係機関連携、地域・居場所づくり、都道府県・町村の役割、中間支援組織、人材育成等)について議論

※ 社会保障審議会生活保護基準部会

生活保護基準の検証手法の検討・検証を実施(次期検証は令和4年度)

令和4年5月以降

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における議論

※ 検討結果に応じて令和5年以降の法案提出を目指す。

生活困窮者自立支援制度における人材養成研修事業

参考(国事業)

- 自立相談支援機関の各種支援員は、生活困窮者の抱える複合的な課題を的確に評価・分析し、関係機関とも連携しながら包括的な支援を行うことが求められることから、幅広い支援技術が求められる。また、就労準備支援担当者は多様なメニュー作りや企業開拓のほか、家計相談支援員は家計の視点からの専門的な方策の提供にかかる知識が求められる。
- このような、知識やスキルを有する支援員を確保するためには、質の高い人材の養成が重要となる。
- 平成30年の法改正によって市などの職員に対する研修が都道府県に対して努力義務化されたことに伴い、令和2年度より、国及び都道府県が役割分担を図ったうえで、研修の実施主体を一部都道府県へ移管している。国においては、原則として初任者を対象にした研修を行い、制度や事業の基本的な考え方や支援技術について講義・演習を行うこととした。
- こうした中、新型コロナウイルス感染症により集合型研修の開催が難しく、また、これまでの生活困窮者像とは異なる相談者の支援を支援経験が少ない者も実施することが求められる状況が生じていることを踏まえ、今後同様の状況が生じた場合においても、全国で同一水準の研修を受けられる機会を確保するため、令和3年度においては映像教材やe-learning教材を作成して研修を実施したところ。
- **令和4年度においては、引き続き映像教材やe-learning教材を活用した研修を実施するとともに、テーマ別研修のテーマに「孤独・孤立、ヤングケアラー」を新たに設定し、研修カリキュラムの充実化を図る。**

令和4年度研修実施計画(案)

研修名	日数	受講人数(予定)
自立相談支援事業従事者養成研修事業 (主任相談支援員研修、相談支援員研修)	2.5日間	240人(主任)
		240人(相談)
就労支援員・就労準備支援事業従事者研修	2.5日間	240人
家計改善支援事業従事者研修	2.5日間	240人
担当者研修(都道府県研修企画立案のための研修)	2日間	150人
テーマ別研修(孤独・孤立、ヤングケアラー研修)	3日間	240人
支援員を支える仕組み作り及びスーパーバイズに関する都道府県職員に対する研修	1日間	240人

※全国で同一水準の研修を受けられる機会を確保するため、映像教材やe-learning教材の作成

個人向け緊急小口資金等の特例貸付の実施

- ・ 緊急小口資金、総合支援資金(初回)の申請受付期限を令和4年3月末から令和4年6月末へ延長。
- ・ 令和4年4月以降における緊急小口資金、総合支援資金(初回)の申請分については、据置期間を令和4年12月末までから令和5年12月末までに延長。

予算措置額合計:2兆1,333億円

令和元年度予備費交付額	267億円
令和2年度第1次補正予算額	359億円
令和2年度第2次補正予算額	2,048億円
令和2年度第3次補正予算額	4,199億円
令和2年度予備費(8/7)措置額	1,777億円
令和2年度予備費(9/15)措置額	3,142億円
令和2年度予備費(3/23)措置額	3,410億円
令和3年度予備費(8/27)措置額	1,549億円
令和3年度補正予算額	4,581億円

【緊急小口資金】(一時的な資金が必要な方[主に休業された方])

	本則	特例措置
貸付対象者	緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする低所得世帯等	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限	10万円以内	学校等の休業、個人事業主等(※1)の特例の場合、20万円以内 その他の場合、10万円以内
据置期間	2月以内	1年以内(※2)
償還期限	12月以内	2年以内
貸付利子	無利子	無利子

※1 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき

※2 償還開始の到来時期が以下に該当する場合は、据置期間を延長する。

	緊急小口	総合(初回)	総合(延長)	総合(再貸付)
償還開始の到来時期	令和4年12月末日以前(注4)	令和4年12月末日以前(注4)	令和5年12月末日以前	令和6年12月末日以前
据置期間の延長	令和4年12月末日	令和4年12月末日	令和5年12月末日	令和6年12月末日

注4 令和4年4月以降における緊急小口資金、総合支援資金(初回)の申請分については、償還免除の判定を令和5年度の住民税非課税によるものとし、据置期間は令和5年12月末日まで延長する。

【総合支援資金(生活支援費)】(生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等])

	本則	特例措置
貸付対象者	低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限	(二人以上)月20万円×3月以内 =60万円以内 (単身)月15万円×3月以内 =45万円以内	同左(注2)
据置期間	6月以内	1年以内(※2)
償還期限	10年以内	同左
貸付利子	保証人あり:無利子 保証人なし:年1.5%	無利子

注1 総合支援資金(生活支援費)については、申請の際に、償還開始までに自立相談支援機関からの支援を受けることに同意することをもって、貸付を行う。

注2 令和3年3月末までに申請した特例措置においては、貸付3月目においても日常生活の維持が困難な場合、延長貸付(3月以内 60万円以内)を実施。※令和3年6月末の受付で終了
注3 令和3年12月末までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯は、自立相談支援機関による支援を受けることを要件として、再貸付(3月以内 60万円以内)を実施。※令和3年12月末の受付で終了

償還免除について

償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとし、生活に困窮された方の生活にきめ細かに配慮する。

資金種類ごとに判定し、一括免除

確認対象

- ・ 緊急小口資金 : 令和3年度又は令和4年度の住民税非課税(注4)
- ・ 総合支援資金(初回貸付分) : 令和3年度又は令和4年度の住民税非課税(注4)
- ・ 総合支援資金(延長貸付分) : 令和5年度の住民税非課税
- ・ 総合支援資金(再貸付分) : 令和6年度の住民税非課税

(住民税非課税を確認する対象は、借受人及び世帯主。)

「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」について

- 新型コロナの長期化に伴い、緊急小口資金等の特例貸付の申請期限を延長してきた一方、貸付限度額に達している等といった事情で、特例貸付を利用できない困窮世帯が存在する。こうした世帯については、新たな就労や生活保護の受給につなげていくことが考えられるが、必ずしも円滑に移行できていない実態がある。
- こうした支援の隙間を埋めるため、生活保護に準じる水準の困窮世帯に対する支援策として、以下のとおり「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給する。
 - 対象： 緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯（注）で、以下の要件（住居確保給付金に沿って設定。ただし借家世帯のみならず持ち家世帯も対象）を満たすもの
（注）総合支援資金（再貸付）まで借り終わった世帯、再貸付について不承認とされた世帯。生活保護世帯は除く。令和4年1月以降は、緊急小口資金及び総合支援資金（初回）を借り終わった世帯（再貸付を申請・利用している世帯を除く。）も含む。
 - ・ 収入： ①市町村住民税均等割非課税額の1/12 + ②住宅扶助基準額以下
（例： 東京都特別区 単身世帯13.8万円、2人世帯19.4万円、3人世帯24.1万円）
 - ・ 資産： 預貯金が①の6倍以下（ただし100万円以下）
 - ・ 求職活動等： ハローワークでの相談や応募・面接等、又は生活保護の申請
 - ※ 求職活動について、ハローワークに加え、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口の利用も可能とする。
 - ※ 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置対象地域については、解除の翌月末までの間、ハローワーク等での相談や企業への応募等の回数を減らすことができる。
 - 支給額（月額）：生活扶助受給額（1世帯あたり平均額）を基に設定
単身世帯：6万円、2人世帯：8万円、3人以上世帯：10万円
 - ※ 住居確保給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金、低所得子育て世帯生活支援特別給付金との併給は可能とする。
 - 支給期間：3か月（申請受付期限を令和4年3月末から6月末へ延長）
 - ※ 生活困窮者自立支援金の支給期間（3か月）中に求職活動等を誠実にを行ったにもかかわらず、なお自立への移行が困難であった者について、申請受付期限までに再支給の申請を行った場合には、一度に限り、自立支援金の再支給（3か月）を可能とする。
 - ・ 支援金の申請日より前に再貸付が終了している者・・・申請月から3か月支給
 - ・ 支援金の申請月に再貸付（3か月目）を受けている者・・・申請月の翌月から3か月支給
 - 実施主体：福祉事務所設置自治体 費用：全額国庫負担 ※事務費含む

3 ひきこもり支援関連

「ひきこもり支援に関する関係府省横断会議」の取りまとめについて

～ひきこもり支援に係る関係機関の連携の促進について（通知）～

<ひきこもり支援に関する関係府省横断会議>

- 令和3年5月31日開催の「孤独・孤立対策に関する連絡調整会議」において、ひきこもり支援について厚生労働省を中心に関係府省で検討を進めるよう要請があったことを受けて、こやり厚生労働大臣政務官を主査として、ひきこもり支援に関係する府省の局長級を参集して設置。
- 関係府省における取組の連携を深め、自治体がひきこもり支援を進めるに当たって多様な選択肢を用意できるように、行政機関や民間団体など官民を問わない様々な社会資源がより多く参画・連携できる環境整備について議論。
- 会議の取りまとめとして、「ひきこもり支援における関係機関の連携の促進について（依頼）」（10月1日付け構成員連名通知）を自治体あてに発出。

【構成員】 主査 構成員 こやり厚生労働大臣政務官 内閣官房孤独・孤立対策担当室長 内閣府政策統括官（政策調整担当） 消費者庁次長 文部科学省初等中等教育局長 厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 厚生労働省人材開発統括官 農林水産省農村振興局長 経済産業省商務・サービス審議官	【開催経過】 第1回（令和3年6月29日） ひきこもり支援に関する各府省の取組について 第2回（令和3年7月27日） ひきこもり支援の先進的な取組について（滋賀県・岡山県総社市） 第3回（令和3年8月30日） ひきこもり支援の先進的な取組について（高知県安芸市・大阪府豊中市） 第4回（令和3年9月30日） ひきこもり支援に関する関係府省横断会議の取りまとめについて
---	--

「ひきこもり支援に係る関係機関の連携の促進について(依頼)」(令和3年10月1日関係府省横断会議構成員連名通知)

【基本的な考え方】

- ・ ひきこもり支援に当たっては、個々の当事者の状況に応じた寄り添う支援につなげることができるよう、**多様な支援の選択肢を用意することが重要。**
- ・ そのためには、都道府県や市町村の保健福祉関係部局を中心に、他の関係部局等の行政機関や、民間団体・民間企業・NPO法人等の地域の社会資源による**官民の枠を超えた広い連携・協働が必要。**
- ・ 以下の**留意事項も踏まえ**、福祉行政と他の行政分野や地域の社会資源との有機的な連携・協働について配慮の上、**効果的なひきこもり支援体制構築の推進をお願いする。**

【自治体における支援体制構築に当たっての留意事項】

①就職氷河期世代活躍支援に係る市町村プラットフォームへの関係機関の参画

就職氷河期世代活躍支援において取り組んでいる「市町村プラットフォーム」は、ひきこもり状態にある者を念頭に置いた「社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする者」の支援のためのネットワークを具現化するものであり、幅広い行政部局や関係団体が参画するよう要請

②福祉関係機関と各分野の関係機関の連携

- (1)教育関係機関との連携**
教育・福祉関係機関の連携・協働によるシームレスな対応により、継続性のある支援体制を構築
- (2)農業・商工関係機関との連携**
農家や企業等の民間事業者の理解・協力を促し、地域の特性を活かした社会資源を開拓
- (3)就労支援関係機関との連携**
個々の状況に応じた支援のため、支援対象者の特性や状況に十分配慮し、継続的な支援を実施
- (4)子供・若者支援関係機関との連携**
子供や若者本人の意向を踏まえたうえで、福祉的支援と子供・若者支援を重層的に実施
- (5)消費者関係機関等との連携**
孤独・孤立した消費者の「不安」につけ込む悪質事業者に対応するため、消費生活センター等の関係機関と連携

令和3年度補正予算及び令和4年度予算案における「ひきこもり支援」関連施策予算

ひきこもり支援

- ・ ひきこもり支援推進事業 17.6億円
- ・ ひきこもりに関する地域社会に向けた普及啓発と情報発信 1.5億円
- ・ ひきこもり支援実施機関支援力向上研修 0.1億円
- ・ ひきこもり支援体制構築加速化事業 2.3億円

消費者行政分野との連携

- ・ 地方消費者行政強化交付金 17.5億円の内数
- ・ 孤独・孤立に起因する消費者被害の防止等のための啓発事業 0.3億円の内数
- ・ 地方消費者行政強化交付金 14億円の内数

不登校支援

- ・ 不登校児童生徒に対する支援推進事業 1.9億円

子供・若者支援分野との連携

- ・ 子供・若者総合調査 0.6億円
- ・ 子供・若者支援体制の整備推進 0.54億円
- ・ 子供・若者支援に当たる人材の養成 0.25億円
- ・ 子供・若者育成支援のための地域連携推進 0.05億円

精神保健福祉分野との連携

- ・ こころの健康づくり対策事業 0.2億円

就労支援分野との連携

- ・ 地域若者サポートステーション事業 46.7億円

農林水産分野との連携

- ・ 農山漁村振興交付金（農福連携対策） 97.5億円の内数

※点線囲みは令和3年度補正予算

教育分野と福祉分野の連携 - 滋賀県 -

〈ポイント〉県と市町の福祉部局と教育部局を結ぶ連携協定を締結することで、学校内で支援を必要とする児童生徒に対し、双方の部局の連携のもと、早期に適切な支援をすることが可能になった。



【滋賀県概要】
人口：1,418,886人
(R3.1.1時点)
自治体数：13市6町

滋賀県「令和2年度滋賀県のひきこもり支援に関する実態調査結果」

- ◆ひきこもり推計数：約1万3千人（若年層：約6千人、中高年層：約7千人）
全人口に占める割合は0.9%
- ◆支援を必要とする方のうち、不登校の経験は約6割にみられ、傷つき体験（いじめ被害、虐待）は約3割にみられた。
- ◆何らかの精神疾患がある方は約4割、発達特性の指摘を受けたことがある方は約3割を占める。

【学校での支援フロー】

1. 県立学校において、児童生徒の不登校事案などの対応が必要な事案が発生



学校外への連携に壁
児童生徒の健全育成に係る県と市町の連携協定

2. 必要に応じて市町立学校(出身校)、市町福祉部局、県福祉部局等の関係機関へ連絡



3. 必要に応じて関係機関で情報共有やケース会議を実施



4. 関係機関が連携した支援を実施



【児童生徒の健全育成に係る県と市町の連携協定】

県立学校へ進学した児童生徒のうち、特別な支援を必要とする者が、切れ目のない支援を受けられるよう、市町・市町教育委員会・県・県教育委員会の四者で協定を締結し、県と市町、教育委員会と福祉部局の枠を超えて、支援を必要とする児童生徒の情報を共有し、連携した支援を行う取組。令和3年4月に運用開始。

（支援対象者）

- ・不登校および不登校傾向にある者
- ・発達障害等特別な支援を必要とする者
- ・中途退学および転学等が心配される者
- ・その他、児童生徒の健全育成および将来の社会的自立のために連携した支援を要すると認められる者

ポイント(スムーズな情報共有)
協定のおかげで情報共有がスムーズになり、県と市町、教育と福祉の連携がしやすくなった。

（令和3年度の実施市町）
14市町(全市町数19)

市町から、早期支援のため高校と連携したいとの要望を受け、県庁が主導して枠組みを検討。県福祉部局から市町福祉部局へ、県教育委員会から市町教育委員会へ、説明を重ね、広域での取組を実現。

【協定締結自治体における実際の支援事例】

1. 令和3年4月に高校に進学した生徒について、高校から市の発達支援部局に対して協定に基づく連携の申し入れ。
2. 市の発達支援部局が学校を訪問し情報共有。
3. 生徒がGW明けから登校できていなかったため、市の発達支援部局が本人との面談を実施。担任、保護者に情報を共有。
4. 高校と市の発達支援部局が協力して、高校での生徒の様子等を資料にまとめ、市の発達支援部局から医療機関につないだ結果、医療機関で診断を受け、治療が開始。
5. 市の発達支援部局、保護者、学校の3者でケース会議を実施し、家庭と学校でできる取組を確認。
※その後、県教育委員会と市の発達支援部局の関係性が構築され、市の発達支援部局が講師となって、高校教員に対する「合理的配慮」に係る研修会を実施。

ポイント(相互理解の促進)
連携をきっかけに、高校（県教育委員会）と市の福祉部局の関係が構築された。高校に、福祉的支援の知識やノウハウが広がるきっかけになった。

基礎自治体におけるひきこもり支援の取組 - 岡山県総社市 -

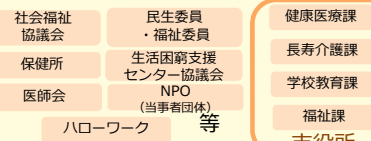
〈ポイント〉総社市では「ひきこもり」を地域社会の課題としてとらえ、平成29年度から市事業として積極的なひきこもり支援を展開。（総社市社会福祉協議会に委託して実施）



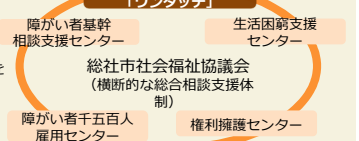
【総社市概要】
人口：69,700人
(R3.7.1時点)

この他、運営部会として
・支援者養成部会
・社会参加推進部会
・就労支援部会
をそれぞれ年2～3回開催

ひきこもり支援等検討委員会（年2回開催）



ひきこもり支援センター「ワンタッチ」



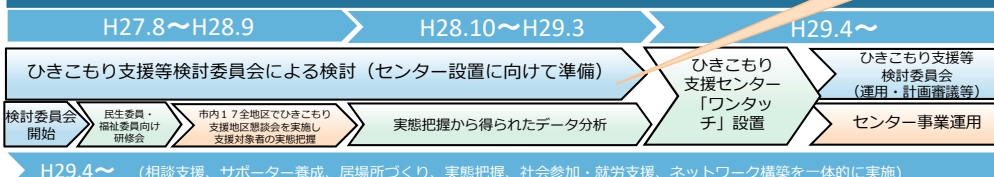
- 事業（委託）内容
①相談支援窓口（ワンタッチ運営）、②サポーター養成、③居場所づくり（ほっとタッチ、ほっとタッチほえむ運営）、④実態把握、⑤社会参加・就労への支援（社会福祉士等専門職2名による支援）、⑥関係機関との連携
- 委託費
R3年度：19,367千円（国事業ひきこもり支援推進事業5,000千円、単市14,367千円）
（委託費の主な内訳）
・人件費（職員1.5+臨時1）…約10,000千円
・居場所の運営費（借家借上料、光熱水費等）…約4,300千円/2カ所
・検討委員会委員報酬、サポーター養成講座等講師謝礼、サポーター活動費等…約1,000千円

【調査方法】地区懇談会において民生委員・福祉委員に調査票を配布。担当地区でひきこもりが疑われる者の人数を記載してもらい回収
【把握人数】207人

支援実績（平成29年4月～令和3年6月）

- 実相談者数：354人
(10代：79人、20代：68人、30代：72人、40代：61人、50代：30人、60代以上：18人、不明：26人)
〈主な相談経路〉
・本人による相談 132件
（対面114件、電話13件、メール5件）
・家族のみによる相談 118件
・民生委員からの相談 38件
- 延べ相談件数：14,907件
・訪問：3,003件
・来所：6,086件
・電話：4,951件
・その他（メール、手紙）：867件

ひきこもり支援センター「ワンタッチ」設置と運用のプロセス



常設の居場所「ほっとタッチ」開設（H30.2）
市役所・社会福祉協議会のそばの一軒家を借り上げ、常設居場所を開設
居場所「ほっとタッチ」等での支援は、専門職に加え、「ひきこもりサポーター」の力を借りて実施

ひきこもりサポーターの養成（R3.6末の登録者数：75人）
ひきこもりサポーター養成講座を年5回実施（R3は3回）
（当事者、家族、ボランティア等が参加）
サポーター定例ミーティング
（活動を共有し新たな発見等に繋げる）

家族会「ほっとタッチの会」設立（H30.8）
当事者家族を対象に、ひきこもりについて知識理解を深めながら交流を図り、リフレッシュできる場をつくり、ひきこもり家族の「孤立」を防ぐ

「居場所」を活用し、毎月1回活動。
(令和3年6月末時点：13家族が参加)

2箇所目の常設の居場所「ほっとタッチほえむ」開設（R3.4）
古民家（一軒家）を借り上げ

支援事例
50代後半の男性
（支援前の状態）離職・転職を繰り返し、対人関係から退縮。約4年間、ひきこもり状態。
（支援内容）センター職員が週1回の自宅訪問を繰り返して相談支援を実施。少しずつ、センター職員と一緒に福祉施設のボランティア活動を体験。
（結果）その後、センター職員も同行しながら求職活動を行い、就職。今では地域の清掃活動やお祭りにも参加。

農業分野と福祉分野の連携 -高知県安芸市-

〈ポイント〉福祉部局と農業部局の求める方向性が一致し、密な連携へ。双方の厚い理解・支援のもとで、継続して農業に就労する方が増加。

【高知県安芸市概要】
人口：16,716人(R3.3.31時点)
農業が主要産業
※第1次産業が全産業に占める割合：27% (2015年国勢調査)
※農業就業者が就業者全体に占める割合：25% (2015年国勢調査)
主な作物：ナス、ピーマン、ユズ、水稲など

【農福ネットワーク構築の経緯】

福祉 <農業を就労先の一つに>

◆平成25年、高知県安芸地区の自殺死亡率の高さを契機に、**様々な機関が集まる自殺対策ネットワークを構築**

◆ポイント (多様な機関の参画)

多様な分野の機関が、お互いの機関を理解し相談し協働できる体制を構築

◆平成29年、**自立支援協議会に就労支援専門部会を設置**しひきこもり当事者等のケース検討から課題を抽出。庁内横断的に課題を共有・検討するチーム会議にてひきこもり支援の関係部局間の役割・方針を検討。

農業 <人材確保・定着を目指して>

◆慢性的な労働力不足、農業人口の高齢化
※平成27年度の農業就業人口に占める65歳以上の者の割合…45.3%

◆平成26年、コミュニケーションに苦手意識を持つAさんに、ハウス建設のため土地の石拾いの仕事を依頼したところ、毎日コツコツ取り組むことが農家の助けになり、ナス農家に継続して就労

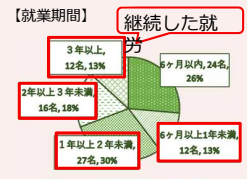
◆Aさんの就労をきっかけに、他の農家にも受入希望が拡散



【農福連携の実績 (令和3年7月現在)】

◆令和3年7月現在就労状況

従事先	従事者数
農家	36名
JA高知県 (各出荷場など)	11名
酪農	2名
青のり養殖	4名
炭焼き	2名
こうち絆ファーム	36名
計	91名

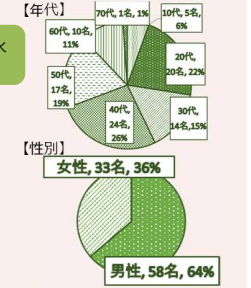


◆ポイント (就労先の広がり)

農業だけでなく、酪農や林業、水産業など多様な就労先を開拓

◆主な特性

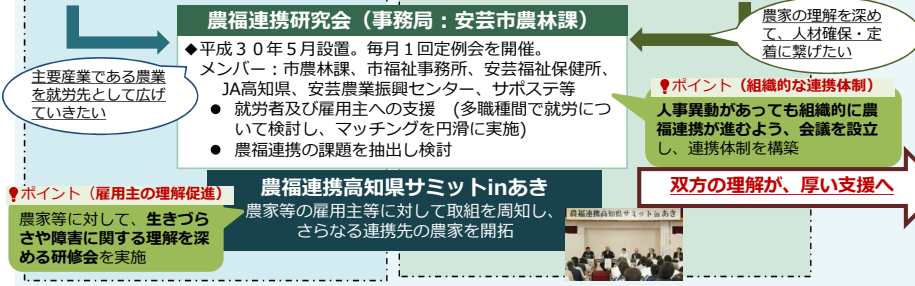
特性	従事者数
精神障害	37名
発達障害	15名
ひきこもり	20名
身体障害 (聴覚・肢体)	3名
知的障害	8名
難病	3名
その他 (生活困窮)	5名
計	91名



【定着に向けた「農・福」双方からの厚い支援】

- 福 障害や1人1人の特性(個性)を記載した履歴書を作成。
- 福 県の就労支援へのインセンティブ制度により、受入農家は研修生1人1日につき4,500円を受給。
- 農 農家と本人の意向により直接雇用を行う。
- 福 一般就労が困難な場合は障害者就労B型事業所「こうち絆ファーム『TEAMあき』」に繋ぐ。
- 農 年間を通して就労者のモチベーションを維持するため、ナスの農閑期には酪農やユズ等の他の仕事を切り出す工夫。
- 農 定着に向けたメンタルサポートのため、JAが雇用する農業就労サポーターが定期的に農家を訪問し、就労者と雇用主双方をフォロー。

マッチング
実習
契約
定着



就労分野と福祉分野の連携 -大阪府豊中市-

〈ポイント〉一人ひとり抱えるハードルは様々。ひきこもり、困窮者など属性にとらわれることなく、様々な制度、事業を活用して、一人ひとりの適性や意欲に合わせたオーダーメイドの就労支援を実施。

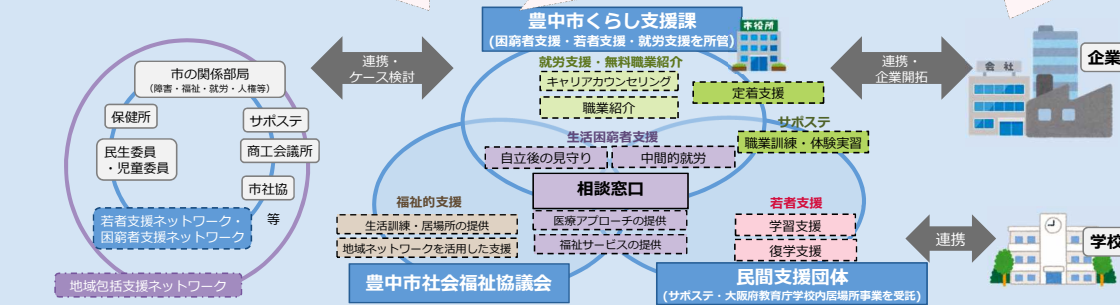
【豊中市概要】
人口：408,736人(R3.4.1時点)
◆平成28年度実施「若い世代の生活に関する調査」
豊中市内在住の満15歳から39歳までの方から無作為抽出して調査
15歳～39歳のひきこもり郡の推計人数2,530人
出現率：1.63%(国調査は1.57%)

【人口に占める非労働力人口(その他)※の割合】

⇒H17からH27にかけて年々増加

【主な連携のイメージ】

- ①多様な支援の入り口
3か所の相談窓口(市くらし支援課・市社協・民間支援団体)や市社協の見守り活動等から、ひきこもり支援を必要とする方の情報が集まる。
- ②様々なネットワークを活かした支援の見立て
支援を必要とする方それぞれの状況に応じて、困窮者支援や若者支援のネットワークを活用して、適切な関係団体からなるケース検討会(含む支援会議)を実施。
- ③企業の理解のもとでの細やかな就労支援
ケース検討の結果、就労支援を必要とする方については、くらし支援課やサポステが支援を実施。



【支援事例】

- 中学校・高校は不登校で、集団での活動経験が少ない方
- ↓ 集団での作業に参加
 - ・週2～3日、集団での作業に参加。
 - ・集団の中で働くことができる
 - ↓ 事業所内体験実習
 - ・事業所内での体験実習を通して、就労への課題を把握し、業務適性を探る。
 - ・適性があると見られた
 - ↓ 就職・定着支援
 - ・就職後も定着に向けてフォローアップを実施。
 - ・働くことに困難さが見られた
 - ↓ 退職支援・再就職支援
 - ・本人の受容と希望に基づき障害者手帳の取得を支援し、業務適性と障害への配慮がある他企業への再就職支援を行う。
- ◆ポイント(徹底的なフィードバック)
相談者の状況に応じて、支援の方法を見直すなど、就労支援や福祉等、様々な視点からフィードバックを行う

【くらし支援課が行う就労支援の流れ・工夫】

企業開拓

- 無料職業紹介事業の実施
- ※アンケートを実施し、行政と連携した採用活動に前向きな企業をリスト化。商工会議所と連携し企業開拓(200社～300社と関係性を構築)。
- 一定期間、相談者を雇用した企業に対する支援金制度を導入。

見立て

- 支援を必要とする方それぞれが抱える課題を、丁寧に把握。(家族の生活課題、心身の状況等)

マッチング・フィードバック

- 企業が求める人物像や、相談者の特性(得意なこと、苦手な状況、配慮事項等)を把握し、企業と相談者を引き合わせ、企業見学や就労体験を実施。
- その際、くらし支援課の就労支援員や企業の担当者等が、様々な観点から相談者へフィードバックを実施。(例)
 - ・企業で発揮できるストレンスの共有や働くイメージ(職業観)の醸成。←くらし支援課の就労支援員
 - ・企業で通用するストレンスの評価と、職場や就労上の注意事項の共有。←企業の担当者

就職

就職後、定着に向けた支援を継続。

福祉的支援

就職に限らず、障害者手帳や年金の手続き支援、居場所支援等、状況に応じた支援を実施。

【マッチングの工夫】

仕事と出会うwithとよなかものづくり企業の協力のもと、セミナー、見学会、キャリアカウンセリングとステップを踏み、ミニインターシップを経て企業との面接へと繋げる。(参加実績)

	H30	H元
男性者	32	39
女性者	26	23
ミニインターシップ参加者	18	20
応募者	20	15
合格者	9	9

※令和2年度は新型コロナウイルスの影響のため中止

ひきこもり相談窓口の明確化及び周知状況(令和2年度)

(1) ひきこもり相談窓口の明確化※1の状況

※ 令和3年3月末日時点
調査対象 1,741市区町村

相談窓口を明確化している自治体は、1,741自治体のうち**1,053自治体 (60.5%)**

	指定都市	中核市	市・区	町・村	合計
明確化している自治体数	20 / 20 (100.0%)	51 / 60 (85.0%)	494 / 735 (67.2%)	488 / 926 (52.7%)	1,053 / 1,741 (60.5%)
《参考》 令和2年5月時点の自治体数	20 / 20 (100.0%)	47 / 60 (78.3%)	448 / 735 (61.0%)	459 / 926 (49.6%)	974 / 1,741 (55.9%)

・相談窓口を明確化していない688自治体のうち、令和3年度中に明確化を予定している自治体は**301自治体**

※1 ひきこもり相談窓口の明確化とは、ひきこもりの状態にある方や家族に利用可能な相談窓口を明示できるように設定していること。

(2) 相談窓口の周知状況

相談窓口を明確化している自治体のうち、相談窓口を周知している自治体は**790自治体 (75.0%)**

	指定都市	中核市	市・区	町・村	合計
うち、周知している自治体数	20 / 20 (100.0%)	49 / 51 (96.1%)	420 / 494 (85.0%)	301 / 488 (61.7%)	790 / 1,053 (75.0%)
全自治体数に占める割合	(100.0%)	(81.7%)	(57.1%)	(32.5%)	(45.4%)
《参考》 令和2年5月時点の自治体数	20 / 20 (100.0%)	41 / 47 (87.2%)	373 / 448 (83.3%)	242 / 459 (52.7%)	676 / 974 (69.4%)

・相談窓口を明確化して周知していない263自治体のうち、令和3年度中に周知を予定している自治体は**132自治体**
 ・令和3年度中に相談窓口の明確化を予定している301自治体のうち、令和3年度中に周知を予定している自治体は**251自治体 (合計383自治体)**

(3) 窓口の周知方法(複数回答)

①行政機関が発行する広報紙にリーフレット等を折り込み	88
②行政機関が発行する広報紙に窓口情報を掲載	468
③民間が発行するコミュニティ紙にリーフレット等を折り込み	15
④自治会の回覧板にて回覧・配布	57
⑤訪問してリーフレット等を配布	67
⑥郵送してリーフレット等を配布	31
⑦窓口及び関係機関でのリーフレット等の設置・配布	457
⑧ホームページで周知	432
⑨その他※2	157

※2 その他の例・・・
民生委員等による案内、小・中・高校への配布、住民あてメールで案内、研修会・講演会等で周知等

自治体によるひきこもり状態にある方の実態等に係る調査結果(令和2年度)

※ 調査時点 令和3年3月末
調査対象 47都道府県
1,741市区町村

■実施自治体数 ※ () は各区分毎の自治体数に占める割合

区分	都道府県	市区町村			合計	
		指定都市	一般市・区	町村		
自治体数	33 / 47 (70.2%)	484 / 1,741 (27.8%)	12 / 20 (60.0%)	238 / 795 (29.9%)	234 / 926 (25.3%)	517 / 1,788 (28.9%)
《参考》 令和2年5月時点の自治体数	26 / 47 (55.3%)	371 / 1,741 (21.3%)	10 / 20 (50.0%)	188 / 795 (23.6%)	173 / 926 (18.7%)	397 / 1,788 (22.2%)

調査を実施していない自治体のうち、**95自治体**が令和3年度中に調査を実施予定

■調査方法 ※ () は、調査実施自治体数(n=517)に占める割合

調査方法	民生委員・児童委員 (アンケート・聞き取り)	保健師・NPO・事業者 (アンケート・聞き取り)	標本調査 (無作為抽出によるアンケート)	全戸調査 (アンケート)	その他 (当事者からの聞き取り、住民からの連絡など)
自治体数	393 (76.0%)	105 (20.3%)	46 (8.9%)	10 (1.9%)	16 (3.1%)

【留意点】

○一部の自治体では複数の方法により調査を実施している。
○調査対象者の定義や年齢層は、自治体によって差異がある。

※ 令和3年3月厚生労働省調べ。

※ 各自治体が概ね過去10年間に実施した調査の状況について、厚生労働省がとりまとめたもの。

市町村プラットフォームの設置状況（令和2年度）

令和2年度末時点で589市区町村（33.8%）が設置済

※ 調査時点 令和3年3月末
調査対象 1,741市区町村

（1）市町村プラットフォームの設置状況

	市・区	町・村	合計
設置している自治体	300 / 815 (36.8%)	289 / 926 (31.2%)	589 / 1,741 (33.8%)

（2）既設置の市町村プラットフォームの所管課（n=537）※一部所管課の記載がなかった調査票がある。

- ・福祉関係部局が所管課となっている場合が88.3%で最も多い。
- ・保健関係部局、子ども関係部局、教育関係部局、経済関係部局が所管課となっている例や、複数の部局が共同で所管課となっている例もあった。

		所管課の例		所管課の例	
福祉関係部局	474 (88.3%)	福祉課、保護課、社会福祉課、福祉事務所 保健福祉課、健康福祉課	子ども関係部局	10 (1.9%)	子ども未来課、青少年育成課、発達支援課
	障害福祉 担当課	12	障害福祉課、精神保健課	教育関係部局	9 (1.7%)
保健関係部局	24 (4.5%)	健康増進課、保健医療課、保健所	経済関係部局	3 (0.6%)	商工観光課、商工業振興課、労働政策課
			複数部局	17 (3.2%)	福祉総務課+児童青少年課 町民課+保健福祉課+ふるさと創生課

※厚生労働省において、調査票に記載された所管課の名称から想定される部局に振り分けたもの。

（3）既設置の市町村プラットフォームの構成団体

	構成団体																	※ 複数回答可	
	ひきこもり 地域支援 C	自立相談 支援機関	就労準備 支援機関	精神保健 福祉C	保健所・ 保健福祉 C	基幹相談 支援C等	発達障害 者支援C	地域包括 支援C	ハロー ワーク	サポステ	社会福祉 協議会	民生・児 童委員	社福、 NPO法 人	当事者会 家族会	学校、 教育機関	警察署	弁護士会		保護司会
市・区 (n=300)	84 (28%)	212 (70.7%)	133 (44.3%)	45 (15%)	187 (62.3%)	136 (45.3%)	44 (14.7%)	166 (55.3%)	157 (52.3%)	108 (36%)	237 (79%)	129 (43%)	127 (42.3%)	46 (15.3%)	134 (44.7%)	37 (12.3%)	27 (9%)	14 (4.7%)	14 (4.7%)
町・村 (n=289)	33 (11.4%)	116 (40.1%)	56 (19.4%)	34 (11.8%)	146 (50.5%)	94 (32.5%)	33 (11.4%)	175 (60.6%)	63 (21.8%)	56 (19.4%)	215 (74.4%)	158 (54.7%)	95 (32.9%)	17 (5.9%)	119 (41.2%)	57 (19.7%)	12 (4.2%)	18 (6.2%)	30 (10.4%)

※その他として次の回答例があった：医療機関、医師会、児童相談所、司法書士会、商工会議所、商工会、自治会、ボランティア団体 など

就職氷河期世代支援に関する行動計画2021の概要 (令和3年12月24日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定)

- ▶ 経済財政運営と改革の基本方針2019（令和元年6月21日閣議決定）に盛り込まれた「就職氷河期世代支援プログラム」は、令和2年度からの3年間を集中的に取り組むべき期間と定め、就職氷河期世代の就労支援や社会参加支援を行うこととした。
- ▶ 就職氷河期世代支援に関する行動計画は、同プログラムを踏まえた具体的な施策について、関係者の連携の推進、就労支援、社会参加支援、その他の取組に分けて記載している。毎年12月を目途に来年度政府予算案などを踏まえた改定を行っている。

●プラットフォームを核とした新たな連携の推進

- ▶ 関係者で構成する全国プラットフォーム、都道府県・市町村プラットフォームの開催
 - ・毎年、全国プラットフォームにおいて取組状況をフォローアップし、施策の改善・見直しを実施
- ▶ 地域就職氷河期世代支援加速化交付金を活用し、先進的・積極的な支援に取り組む自治体等を後押し



●相談、教育訓練から就職、定着まで切れ目のない支援

- ▶ きめ細かな伴走支援型の就職相談・定着支援体制の確立
 - ・ハローワークにおいて就職氷河期世代の相談等に対応する専門窓口の体制を拡充。担当者によるチーム支援を実施
- ▶ 受けやすく、即効性のあるリカレント教育の確立
 - ・就職に直結する資格習得に向けた支援、リカレント教育に関する大学等の取組の支援、地域のデジタル人材の育成・確保 等
- ▶ 企業への助成
 - ・企業への採用インセンティブのため、就職氷河期世代を雇用した場合等に助成金を支給

●個々人の状況に合わせた、より丁寧な寄り添い支援

- ▶ アウトリーチの展開
 - ・アウトリーチ等の充実による自立相談支援機関の機能強化
 - ・本人や家族への情報のアウトリーチの更なる強化
 - ・地域若者サポートステーションの支援の充実
- ▶ 支援の輪の拡大
 - ・身近な基礎自治体におけるひきこもり支援の充実
 - ・ひきこもり支援に携わる人材の養成研修
 - ・8050等の複合的な課題を抱える世帯への包括的な支援の推進、居場所を含む多様な地域活動の促進 等

●その他の取組

- ・就職氷河期世代支援に関する積極的な広報の実施
- ・国家公務員・地方公務員の中途採用の促進 等

4 地域福祉の推進等関連

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた民生委員活動の工夫例

○ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止策が求められる中、民生委員は、地域住民とのつながり続けるために、日々、様々な工夫を凝らしながら、地域の実情に応じた活動を行っている。

感染拡大防止に配慮した活動の例

- ・ 電話やFAXによる安否確認
- ・ インターフォンを使用し、ドア越しでの安否確認
- ・ 暑中見舞いや小中学生(子ども民生委員)によるお手紙訪問
- ・ 高齢者宅へ往復はがきを出して、暮らしの様子や困り事を返信してもらう。
- ・ メールやLINEなどのSNSによる住民への声かけ、グルーブトーク
- ・ 夜に電気がついているか確認

地域包括支援センター等と連携した活動の例

- ・ 民生委員が、有志の住民による手作りマスク、消費者被害防止に関するチラシ等を配布しながら、一人暮らし高齢者宅を訪問して生活状況を把握。
- ・ その後、地域包括支援センター、社会福祉協議会に訪問結果を共有し、訪問できなかった方、訪問した方のうち支援が必要と考えられる方については、地域包括支援センターや社会福祉協議会の職員が訪問し、生活状況の確認や相談支援などの対応を行う。

【有志の住民による手作りマスク】



【配布したチラシ】



このマスクは玉城町の住民さんが「マスク de 元気プロジェクト」を通じて作っていただきました。感染予防のために、ぜひご活用ください。

ご不明な点等がある方は、玉城町地域民生委員(08-7373)までご連絡ください。



特別定額給付金に関するお知らせ

給付金の「サギ」に注意!!

(詐欺)

絶対に教えない! 渡さない!

- 暗証番号
- 通帳
- 口座番号
- キヤッシュカード
- マイナンバー

市区町村や協賛会などが以下を行うことは絶対にありません

- × 現金自動預払機(ATM)の操作をお譲りすること
- × 受給にあたり、手数料の振込みを求めること
- × メールを送り、URLをクリックして申請手続を求めること

「怪しいな?」と思ったら届出なく通報ください!

消費生活センター 188
玉城町民生委員協議会
0120-213-188

お住まいの市区町村
お近くの区民センター
0120-213-188

総務省 国土交通省 農林水産省 国土交通省 国土交通省

令和4年度 一斉改選に向けた現時点でのスケジュール

業務内容	令和4年度	令和元年度 (実績)
① 物品発送時期・発送先等に係る事務連絡 (厚労省 ⇒ 自治体)	8月中旬	8月22日
② 定数報告書、徽章等必要数調書の提出 (自治体 ⇒ 厚生局)	8月30日	8月30日
③ 民生委員推薦名簿、感謝状授与者推薦名簿の提出 (自治体 ⇒ 厚生局)	9月30日	9月30日
④ 委嘱状・解嘱状・感謝状等発送 (厚労省 ⇒ 自治体)	11月上旬	11月上旬
⑤ 徽章発送 (厚労省 ⇒ 自治体)	11月上旬	11月中旬
⑥ 一斉改選	12月1日	12月1日
⑦ 改選結果報告 (厚生局 ⇒ 厚労省)	12月13日	12月13日
⑧ プレスリリース (厚労省)	1月上旬	1月10日

※ ②、③のスケジュール及び提出書類については、「民生委員・児童委員の選任(一斉改選及び随時)に係る調書等の提出について」(平成25年2月27日雇児育発0227第1号、社援地発0227第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長、社会・援護局地域福祉課長通知)のとおりである。

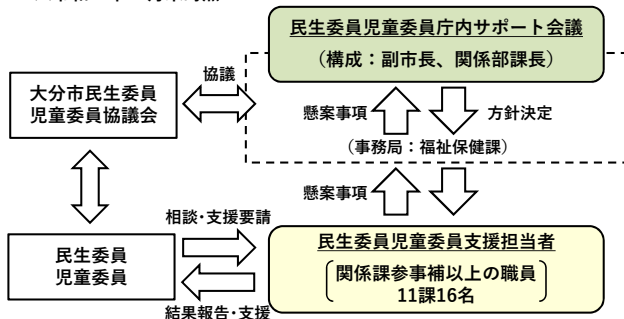
民生委員・児童委員活動の負担軽減、周知・広報に向けた取組事例① 「民生委員児童委員庁内サポート体制の構築」(大分県大分市)

■大分県大分市の主要データ

基礎データ (令和3年12月末現在)	人口：477,584人 世帯数：226,889世帯
民生・児童委員 主任児童委員	定数：795人／委嘱者数：779人 定数：91人／委嘱者数：89人

(概念図)

※令和3年12月末時点



■取組(活動)のきっかけ、経緯

民生・児童委員が地域で困難事例を抱えた場合においても、円滑かつ効果的に活動できるよう支援するため、全庁あげての支援体制の構築が必要との考えに至った。

■取組(活動)概要

関係各課に民生・児童委員支援担当者を配置し、管内の民生・児童委員に支援担当者の連絡先を共有することで、困難事例を抱える民生・児童委員からの相談に対し、複数の関係課と連携を図りながら早急に対応できる体制を構築。
また、支援担当者での解決が困難な場合に副市長及び関係部課長を構成員とする「民生委員児童委員庁内サポート会議」を開催し、対応方針を決定する。

■取組(活動)の主催団体

大分市

■連携・協力機関等

大分市民生委員児童委員協議会

■民生委員・児童委員の役割、関わり

単位民児協で解決できない困難事例を抱えた場合、支援担当者に相談・支援要請を行う。

■取組(活動)のポイント、留意点

民生・児童委員から相談・支援要請を受けた内容が連絡を受けた担当課単独では処理できない事案の場合には、複数の関係課と連携を図りながら早急に対応することが重要。

■取組(活動)による効果

支援担当者の連絡先を民生・児童委員に共有することにより、仮に土日祝日に相談事案が生じた場合においても行政機関と連絡が取れる仕組みが講じられていることで、民生・児童委員に安心感を与えることができています。

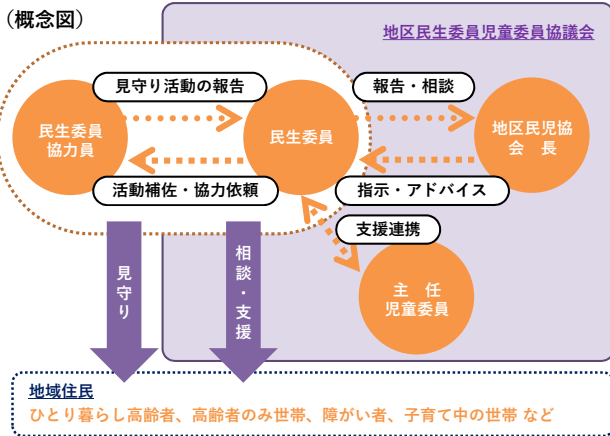
■今後の展望・課題

民生・児童委員の活動指針となることを念頭に庁内サポート会議での検討を経て策定・配布しているQ&A(民生・児童委員活動の目安と考え方)を、より実践的な指針となるよう順次改訂を行っていく。

民生委員・児童委員活動の負担軽減、周知・広報に向けた取組事例② 「民生委員協力員による活動サポート」(新潟県新潟市)

■新潟県新潟市の主要データ

基礎データ (令和3年10月末現在)	人口：780,359人 世帯数：345,488世帯
民生・児童委員 主任児童委員	定数：1,229人／委嘱者数：1,188人 定数：146人／委嘱者数：146人



■取組(活動)のポイント、留意点

あくまでも活動の核となるのは民生・児童委員。民生委員協力員による補佐・協力を円滑に行うためには、民生・児童委員と民生委員協力員が主従関係ではなく、活動上のパートナーとして相互の連絡体制を構築することが重要。

■取組(活動)による効果

- 市内の民生・児童委員からは、以下の評価を得ている。
- ・活動が一人ではなく感じられ、心強く思える。
 - ・地域内の情報が手に入りやすくなった。
 - ・地域内の理解者が増えてきている実感がある。
 - ・民生委員協力員が異性の場合、異性の訪問対象に接しやすい。

■取組(活動)のきっかけ、経緯

ひとり暮らしの高齢者世帯等が増加する中で、民生・児童委員1人で担当することが困難な場合であっても、地域住民の協力を得ながら、助け合い支え合うことができる体制づくりが必要という問題意識から、新たな取組を検討。

■取組(活動)概要

民生・児童委員の指示・指導のもと、民生・児童委員が実施する見守り等の活動に対する補佐・協力を行う「民生委員協力員」を民生・児童委員1人につき1名を必要に応じて配置する。(令和3年10月末現在：60名)

- ・民生委員協力員は、地区民生委員児童委員協議会会長の推薦により市長が委嘱。
- ・年額12,000円の活動費を支給。ボランティア活動保険にも加入。

■取組(活動)の主催団体

新潟市

■連携・協力機関等

地区民生委員児童委員協議会

■民生委員・児童委員の役割、関わり

民生委員協力員が実施する見守り等の活動に対する指示・指導(相談・調整)

■今後の展望・課題

多くの民生・児童委員が制度利用できるよう、引き続き、制度の周知・広報に努めていく。

民生委員・児童委員活動の負担軽減、周知・広報に向けた取組事例③ 「小学生による民生委員活動(子ども民生委員)」(熊本県天草市)

■熊本県天草市の主要データ

基礎データ (令和3年3月末現在)	人口：77,378人 世帯数：36,570世帯
民生・児童委員 主任児童委員	定数：276人／委嘱者数：271人 定数：28人／委嘱者数：28人

徽章バッジ(缶バッジ)



高齢者宅の訪問



ひとり暮らし高齢者宅が一目で分かるマップ作り



サロンでの交流



■取組(活動)のポイント、留意点

例えば、高齢者宅を民生・児童委員と子ども民生委員と一緒に訪問する場合において、訪問先の選定や訪問時におけるプライバシーへの配慮等は訪問先の状況を把握している民生・児童委員の協力が必須。

■取組(活動)による効果

子ども達の意識の変化もさることながら、民生・児童委員と子ども達が顔なじみになることにより、その保護者にも民生・児童委員活動の重要性と大変さを理解してもらえるため、民生・児童委員活動に対して、地域住民の意識にも良い影響を与えている。

■取組(活動)のきっかけ、経緯

子ども達の地域との関わりや高齢者とふれあう機会が減少している実態を踏まえ、民生・児童委員とともに活動すること等により、子ども達にも地域社会の一員としての自覚や思いやりの心、地域の住民同士のつながりの大切さを学んでもらうことを目的とした仕組みを検討。

■取組(活動)概要

市内全ての小学校を対象に、天草市社協会長から「子ども民生委員」として委嘱(委嘱状・徽章(缶バッジ)を交付)し、認知症サポーター養成研修を受講して活動がスタート。以降、天草市子ども民生委員信条を念頭に民生・児童委員とともに各種活動を実施。

- ・子ども民生委員の委嘱期間は小学校在学期間。
- ・令和2年度末現在で、市内の全17小学校で累計3,216人に委嘱。

■取組(活動)の主催団体

天草市社会福祉協議会

■連携・協力機関等

小学校、PTA、行政区長会、地区振興会、老人会、婦人会等

■民生委員・児童委員の役割、関わり

子ども民生委員の活動(地域の見守り活動等)への参加・協力

■今後の展望・課題

子ども民生委員活動の継続した取組により、地域住民の民生・児童委員活動への理解、地域住民の協力によるより一層の地域福祉の推進につなげていきたい。

民生委員・児童委員活動の負担軽減、周知・広報に向けた取組事例④ 「大学・高校生の参加・協力によるPR活動」(宮崎県)

■宮崎県の主要データ

基礎データ (令和3年4月1日現在)	人口：1,064,404人 世帯数：469,379世帯
民生・児童委員 主任児童委員	定数：2,389人／委嘱者数：2,269人 定数：228人／委嘱者数：226人

(民生委員わけもん応援団の取組例)

- ① テレビ番組「暖かい眼差し〜地域の力〜」制作
<https://www.youtube.com/watch?v=RvXUq7oOAPk>
- ② わたしのまちの民生委員 インスタグラム・フォトコンテスト



■取組(活動)のポイント、留意点

将来の担い手確保につながることを念頭に、若い世代の方々にも地域福祉の現場に触れてもらい、地域福祉に対する理解を深める機会とすること。また同時に、民生・児童委員にとって自らの活動を振り返る機会とすることが、世代を超えた交流によるモチベーションアップにもつながる。

■取組(活動)による効果

民生・児童委員活動に対する県民の理解が深まることで、活動の円滑化・効率化が図られることにより、負担軽減・担い手確保にとどまらず、虐待や生活困窮等の見えづらい福祉課題への対応も可能になり、地域福祉の充実強化が期待できる。

■取組(活動)のきっかけ、経緯

民生・児童委員の担い手不足による欠員地区の増大や地域福祉の低下を防止する観点から、当時(平成29年度)、民生委員制度創設100周年という大きな節目の機会を広く県民にPRする好機と捉え、民生・児童委員の役割や活動内容に対する県民の理解促進に資する取組を検討。

■取組(活動)概要

県事業として「NEXT100年! 民生委員応援事業」(事業期間：平成29年度～令和元年度)を創設し、県内大学・高校生で構成する「宮崎県 民生委員わけもん応援団」結成。応援団員が中心となり、民生・児童委員活動を実際の同行体験を踏まえドラマ仕立てで紹介するテレビ番組の制作や、SNS(インスタグラム等)を活用した周知・広報活動を実施する等、学生ならではの視点・発想による取組を実施。

■取組(活動)の主催団体

宮崎県

■連携・協力機関等

宮崎県民生委員児童委員協議会、宮崎県社会福祉協議会等

■民生委員・児童委員の役割、関わり

周知・広報活動への参加・協力

■今後の展望・課題

若年層も対象した普及啓発活動を継続し、幅広い世代で地域福祉活動に積極的に参加する機運を醸成させ、次の世代の地域福祉のあり方を考える機会を設けていきたい。また、行政・関係団体に限らず、一般企業や社会福祉施設等への声かけ(普及啓発セミナー等への参加)により、OB・OG等の参加(将来的には民生・児童委員の就任)にもつなげていきたい。

民生委員・児童委員活動の負担軽減、周知・広報に向けた取組事例⑤ 「ICTの活用(タブレット端末等の導入)」(石川県野々市市)

■石川県野々市市の主要データ

基礎データ (令和3年3月末現在)	人口：53,924人 世帯数：24,826世帯
民生・児童委員 主任児童委員	定数：89人／委嘱者数：89人 定数：10人／委嘱者数：10人

(活用事例)



① 定例会資料のペーパーレス化
地域ICTプラットフォームサービスアプリ「結ネット」を活用し、各委員等に定例会開催案内通知や資料のデータを一斉送信。会議等への出欠確認にも活用。

② オンライン会議の実施
「ZOOM」を活用し、野々市市民児協主催の会議や研修会等をオンライン開催。(動画は社協ホストPCに保存しており、欠席者等の後日・随時閲覧も可能。)

③ 情報共有・緊急時の連絡
「LINE」を活用し、委員間の定期的会議や、事務局から各委員に向けた緊急時の連絡など、必要な情報の一斉送信による周知・情報共有。

■取組(活動)のポイント、留意点

端末利用説明会は「みんな初心者だからわからなくて当たり前」という雰囲気で開催し、金沢工業大学の支援を得ながら丁寧な研修を行った。また、「Web委員会」内に操作説明等の問い合わせ窓口を継続して設置しており、随時の支援体制を整備している。

■取組(活動)による効果

民生・児童委員の情報収集と共有、意見交換の迅速化が図られ、負担軽減に限らない活動全般への波及効果が期待できる。また、就労しながら民生・児童委員活動を行うための環境が整備されることから、担い手不足解消の一助となる。

■取組(活動)のきっかけ、経緯

民生・児童委員の担い手不足改善に向けて、仕事をしながら委員活動をする人が参加しやすい環境づくりやペーパーレス化を推進するために「Web委員会」を設置。また、委員活動の負担軽減の観点から、金沢工業大学と連携し、タブレット端末の導入とICT活用の検討を開始。

■取組(活動)概要

市内全ての民生・児童委員と事務局員にタブレット端末とWi-Fiルーターを配布するとともに、金沢工業大学の学生のサポートにより、ICTの活用には慣れない民生・児童委員に対して、端末利用説明会を開催。タブレット端末等の購入経費は、野々市市からの補助金とコロナの影響により中止となった研修会経費を充当。通信費は、協議会活動費から捻出。

■取組(活動)の主催団体

野々市市民生委員児童委員協議会

■連携・協力機関等

野々市市、野々市市社会福祉協議会、金沢工業大学

■民生委員・児童委員の役割、関わり

民生・児童委員活動におけるタブレット端末の積極的な活用

■今後の展望・課題

定例会や研修会動画の蓄積により、一斉改選により新たに民生・児童委員として委嘱された新任者に対する研修を充実させていく。また、更なる負担軽減の観点から、金沢工業大学と協働し、活動記録のオンライン入力アプリの開発・導入に向けた検討を進める。

生活困窮者支援等のための地域づくり事業

【要旨】

令和4年度予算案 594億円の内数（新規）

- ・ 「血縁、地縁、社縁」という日本の社会保障制度の基礎となってきた「共同体」機能の脆弱化と、人口減少に伴う地域社会の担い手不足が加速化する中で、支援の「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成していくことが、地域共生社会の目指す姿である。
- ・ また、コロナ禍においては、孤独・孤立問題がより深刻化・顕在化している中で、地域における「絆」や支え合いの重要性が再認識されている。
- ・ これを踏まえ、身近な地域において、地域住民による共助の取組の活性化を図り、課題を抱える者の早期発見、気軽に安心して通える居場所の確保、課題を複雑化・複合化させない予防的対応、地域資源を最大限活用した連携の仕組みづくりなどに資するよう、新たに、生活困窮者や望まない孤独・孤立に悩む者と地域とのつながりを適切に確保するための「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」を創設する。

【事業内容】

- ①課題を抱える者を早期に発見するための地域住民のニーズ・生活課題の把握
- ②地域資源を最大限活用した地域住民の活動支援・情報発信等
- ③課題を複雑化させないための地域コミュニティの場を形成する「居場所づくり」
- ④行政や地域住民、NPO等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開

【実施主体】 市町村

（管内市町村における取組を総合的に調整する場合は都道府県も可）

【補助率】 1/2

【事業イメージ】



地方改善事業の推進（施設整備費・事業費）

1. 地方改善施設整備費

令和4年度予算案(令和3年度予算額)
443,152千円(443,152千円)

- 生活環境等の安定向上を図る必要のある地域住民の生活環境等を改善させるため、隣保館等の共同施設を整備することにより、生活の社会的、経済的、文化的改善向上を図る。
- また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)を踏まえ、隣保館の耐災害性強化対策(耐震化対策、ブロック塀等対策)の更なる促進を図る。

【事業内容等】

- ① 隣保館整備事業
（実施主体）：市町村 （補助率）：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4 又は 国1/2、政令市・中核市1/2
- ② 共同作業場整備、下水排水路整備、地区道路・橋梁整備、墓地移転整備事業
（実施主体）：市町村 （補助率）：国1/2、市町村1/2

2. 地方改善事業費

令和4年度予算案(令和3年度予算額)
3,618,528千円(3,618,211千円)

- 生活環境等の安定向上を図る必要がある地域及びその周辺地域住民の社会的、経済的、文化的改善向上のため、隣保館や生活館の運営を支援することにより、生活上の課題や様々な人権課題の速やかな解決を図る。

【事業内容等】

- ① 隣保館運営事業
（実施主体）：市町村 （補助率）：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4 又は 国1/2、政令市・中核市1/2
- ② 生活館運営事業
（実施主体）：市町村 （補助率）：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4 又は 国1/2、政令市・中核市1/2

生活館の運営等

生活館の運営に対する支援

○ 生活館は、アイヌ集落住民及びその周辺地域の住民に対して、生活上の各種相談事業をはじめ、社会福祉等に関する事業を総合的に実施することにより、地域住民の生活環境の改善を図るとともに、アイヌ集落住民及びその周辺地域の住民交流の場として、重要な役割を担っている。生活館の運営に要する費用について「地方改善事業費補助金」において支援を実施している。

※ 生活館の整備に要する費用については、令和元年度より「アイヌ政策推進交付金」により助成

地域住民の生活環境等の改善整備

○ 生活環境の改善を要する地域への共同施設等の整備について支援を実施している。

事業名	事業の概要
○ 地方改善施設整備費補助金	地域住民の生活環境等の改善を図るため市町村が設置する共同施設の整備等を行う。
地区道路・橋梁整備事業	地域住民の生活の改善を図るため、市町村道の拡幅改良又は新設を行う。
共同作業場整備事業	職住分離による生活環境の改善を図るとともに付随的に住民の経済向上対策の一環として就労の場を提供することを目的として共同作業場及び大型共同作業場の設置を行う。
し尿以外の生活排水及び雨水の排水路整備事業	日常生活において家庭から排出される雑排水の処理を主として行うための排水路の整備を行う。
墓地移転整備事業	墓地の散在、過密化等により生活環境が著しく阻害されている場合、当該墓地の移転及び納骨堂の整備を行う。

アイヌの人々のための生活相談

国事業

生活相談充実事業（アイヌの人々のための電話相談事業）

○ 北海道内に限らず存在するアイヌの人々からの生活上の悩みなどの電話相談に対応し、孤独感の解消を図るとともに、必要に応じ、地方公共団体、人権関係諸団体及びアイヌ関係団体等へ紹介等を行う。

○ 当該事業の実施に当たっては、以下の要件を満たす専任の電話相談員を配置するとともに、事業を円滑かつ効果的に実施するため、国及び地方公共団体の人権担当部局との連携を図るためのネットワークを備えている団体へ委託する。

- ① アイヌ文化・歴史、生活、人権などに精通していること。
- ② アイヌの人々からの相談実績があること。
- ③ 社会福祉、人権課題等に精通し適切な対応を行えること。

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 概要

国土強靱化
NATIONAL RESILIENCE

1. 基本的な考え方

○近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震等の大規模地震は切迫している。また、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化するが、適切な対応をしなければ負担の増大のみならず、社会経済システムが機能不全に陥るおそれがある。

○このような危機に打ち勝ち、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図る必要がある。また、国土強靱化の施策を効率的に進めるためにはデジタル技術の活用等が不可欠である。

○このため、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について、更なる加速化・深化を図ることとし、令和7年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に対策を講ずる。

2. 重点的に取り組む対策・事業規模

○対策数：**123対策**

○追加的に必要となる事業規模：**おおむね15兆円程度を目標**

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策[78対策]	おおむね12.3兆円程度
(1) 人命・財産の被害を防止・最小化するための対策[50対策]	
(2) 交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策[28対策]	
2 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策[21対策]	おおむね2.7兆円程度
3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進[24対策]	おおむね0.2兆円程度
(1) 国土強靱化に関する施策のデジタル化[12対策]	
(2) 災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高度化[12対策]	
合 計	おおむね15兆円程度

3. 対策の期間

○事業規模等を定め集中的に対策を実施する期間：令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）の**5年間**

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 対策例

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震への対策[78対策]

(1) 人命・財産の被害を防止・最小化するための対策[50対策]

- ・流域治水対策（河川、下水道、砂防、海岸、農業水利施設の整備、水田の貯留機能向上、国有地を活用した遊水地・貯留施設の整備加速）（国土交通省、農林水産省、財務省）
- ・港湾における津波対策、地震時等に著しく危険な密集市街地対策、災害に強い市街地形成に関する対策（国土交通省）
- ・防災重点農業用ため池の防災・減災対策、山地災害危険地区等における治山対策、漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等の対策（農林水産省）
- ・医療施設の耐災害性強化対策、**社会福祉施設等の耐災害性強化対策**（厚生労働省）
- ・警察における災害対策に必要な資機材に関する対策、警察施設の耐災害性等に関する対策（警察庁）
- ・大規模災害等緊急消防援助隊充実強化対策、地域防災力の中核を担う消防団に関する対策（総務省）

(2) 交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策[28対策]

- ・高規格道路のミッシングリンク解消及び4車線化、高規格道路と直轄国道とのダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策、市街地等の緊急輸送道路における無電柱化対策（国土交通省）
- ・送電網の整備・強化対策、SS等の災害対応能力強化対策（経済産業省）
- ・水道施設（浄水場等）の耐災害性強化対策、上水道管路の耐震化対策（厚生労働省）

2 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策[21対策]

- ・河川管理施設・道路・港湾・鉄道・空港の老朽化対策、老朽化した公営住宅の建替による防災・減災対策（国土交通省）
- ・農業水利施設等の老朽化、豪雨・地震対策（農林水産省）
- ・公立小中学校施設等の老朽化対策、国立大学施設等の老朽化・防災機能強化対策（文部科学省）

3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進[24対策]

(1) 国土強靱化に関する施策のデジタル化[12対策]

- ・連携型インフラデータプラットフォームの構築等、インフラ維持管理に関する対策（内閣府）
- ・無人化施工技術の安全性・生産性向上対策、ITを活用した道路管理体制の強化対策（国土交通省）

(2) 災害関連情報の予測、収集・集積・伝達の高度化[12対策]

- ・スーパーコンピュータを活用した防災・減災対策、高精度予測情報等を通じた気候変動対策（文部科学省）
- ・線状降水帯の予測精度向上等の防災気象情報の高度化対策、河川、砂防、海岸分野における防災情報等の高度化対策（国土交通省）

隣保館における先駆的な取組事例①

福岡県古賀市隣保館（ひだまり館）～スタンドアローン（一人で立つ）支援事業～

～スタンドアローン（一人で立つ）支援事業～

事業開始：2012年

対象：市内の中学生

目的：経済的に厳しい世帯や様々な事情を抱える世帯の中学生を中心に捉え、「貧困の連鎖を断つこと」、「将来へ希望を抱き自立した社会生活が営めること」を目的とする。

開催日程：火・木曜日：18時～20時

（6月から翌年3月）

参加者数：30名程度

～具体的な活動内容～

- ◆家庭学習支援
宿題、受験勉強等、各生徒により異なる学習ニーズに対して大学生や元教師、地域の方による補助的な学習支援を行う。
- ◆社会体験学習
科学実験、天体観測等子どもが将来について考えるきっかけとなるような活動を地域の方の協力を得ながら実施する。
- ◆居場所の提供
活動内容を制限せず、隣保館を提供する。



- ・参加している生徒の自立に向けた支援
- ・生徒が個別に抱えている課題の解決



参加者の声

- ・学校には行きにくいけど、小学生の時からひだまり館の事業に参加していたので、スタンドアローンには通えます。（中学生）
- ・悩みをたくさん聞いてもらいました。何かあったら何でも報告します。アルバイトも自分では探せなかったのが支援してもらってすぐに働くことができてよかったです。（高校生）
- ・人の優しさや温かさに気づかせてもらい、助けられた分、自分も誰かを助けたいと思いました。市の職員になるという夢を叶えることができました。（市職員）

職員の声

- ・子どもたちがいくつになっても、自分の進む道に迷ったとき、つまりいた時は、隣保館という居場所を思い出し、いつでも自分の味方であり、支援してくれる人たちがいること、それを糧としてさらに一歩を踏み出せること、それが事業をやっている本当の目的だと思います。（指導員）
- ・地元の方の差し入れて調理をするなど、地域の方に見守られているのが伝わって、私にとっても居心地の良い居場所に成りました。（指導員）
- ・以前指導員をしていましたが、一旦離れました。事業が続いているのを知ってもう一度参加したいと思い連絡しました。（指導員）

隣保館における先駆的な取組事例②

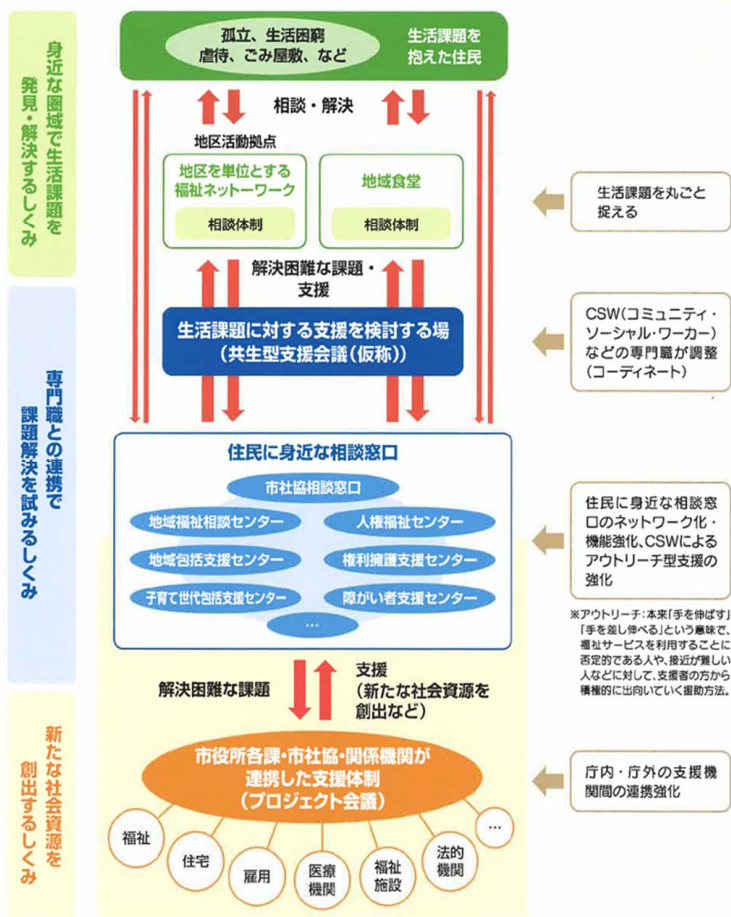
鳥取県鳥取市中央人権福祉センター ～人権福祉センターを核にした包括的支援体制の構築～

分野横断的な相談支援体制

	内容
行政による取り組み/共助・公助	・中央人権福祉センターでの相談支援体制を強化する。
民間の方向性 (主に住民・地域による取り組み/自助・互助・共助)	・中央人権福祉センターと地区で気軽に相談できる常設型の場とのネットワーク構築を進めます。 ・生活課題を抱える当事者への理解を進める。 ・地域に必要なサービスの把握と拡充に向けた、検討の場へ参画する。 ・早期支援のためのアウトリーチへの理解を進める。
市社協の役割	・人権福祉センターとの連携を強化する。

複合的課題への対応

	内容
行政による取り組み/共助・公助	・生活課題の包括的支援を協議する場(共生型支援会議(仮称))の設置を進める。 ・課題によっては、必要に応じ、関係部署・機関が連携した支援体制(プロジェクト会議)を構築する。 ・地域の関係機関や関係団体をはじめとした各分野の支援機関での支援事例等の情報を共有し、連携を推進する。
民間の方向性(主に住民・地域による取り組み/自助・互助・共助)	・地区内の地域課題、生活課題の話し合う場に参加し、早期発見、早期解決に向けて専門職との連携を図る。
市社協の役割	・各相談機関との連携の強化を図り、ネットワーク化を推進する。

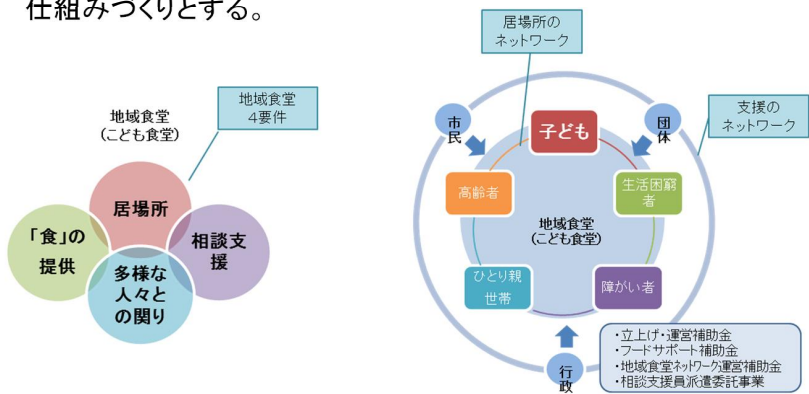


隣保館における先駆的な取組事例③

鳥取県鳥取市中央人権福祉センター ～鳥取市地域食堂ネットワークの取組～

「地域食堂」ネットワークの取り組み

- ・現在、鳥取市において「こども食堂」をはじめ、様々な世代や対象に応じた食堂が展開され始めている。
- ・これらの食堂を、多元的な社会的居場所＝「地域食堂」として位置付けネットワーク化し、相互補完的に展開することによって、全世代、全対象型地域包括支援のための重要な社会資源、社会的仕組みとして機能する。
- ・さらに、「地域食堂」とそれを支援する地域の人々との社会的なつながりをつくり、出会いづくり、つながりづくりのための「空間づくり」の仕掛けとする。※「地域通貨」の活用
- ・「助けて」と言わなくても、身近な関係づくりのなかで、相互に気づきあうことを重視した支援。「つぶやき」を支援につなげる仕組みづくりとする。



名称	鳥取市 地域食堂ネットワーク
設立	平成29(2017)年11月27日 設立総会
目的	本会は、「こども食堂」を核とした、生活困窮者や高齢者、障がい者など様々な立場の「地域食堂」が継続的・安定的に運営を行うため、「食堂」を支援する団体とも連携し、互いに支え合う仕組みを構築し、もって地域共生社会をめざす取り組みに資することを目的とする。
活動	(1) 情報交換会の開催及びネットワークへの参加呼びかけ (2) 寄付や提供食材等の共同管理 (3) 衛生管理に関する情報提供や講習会の開催 (4) ボランティア等の人材確保の支援 (5) 全体事業の実施 (6) 立上げに関する支援 (7) 活動の情報発信 (8) その他目的達成に必要な活動
構成	(1) 地域食堂を運営する団体 設立時：9団体 → 現在：19団体 + 5団体(3町) (2) 地域食堂を支援する団体 設立時：10団体 → 現在：29団体
役員	共同代表 (運営団体) パーソンサポートとっとり 代表 山根 恒 (支援団体) 社会福祉法人鳥取福祉会 理事長 松下 稔彦 会計監査 (運営団体) 江山こども食堂運営委員会 代表 福田 和之
事務局	鳥取市中央人権福祉センター 〒680-0823 鳥取市幸町151番地 人権交流プラザ内

5 成年後見制度の利用促進関連

第二期成年後見制度利用促進基本計画推進に係る令和4年度予算案の基本的考え方

- 地域連携ネットワークについては、全国どの地域においても、尊厳をもったその人らしい生活を継続することができるよう、必要な人が成年後見制度を利用できるようにすることを目的として、市町村が主体となって体制整備を進めてきた。そして、市町村による中核機関の整備等によって、地域連携ネットワークにおける広報・相談の取組が進んできており、必要な人が成年後見制度を利用できる体制が全国各地で構築されつつある。
- 一方で、現行計画の取組では、人口規模が小さく、社会資源等が乏しい町村部などで体制整備が十分に進んでいない。
- また、今後は、尊厳をもったその人らしい生活の継続にふさわしい形で成年後見制度の利用が促進されるよう、これまでの広報・相談の取組に加えて、後見人等の受任者調整を含めた制度の利用促進や後見人等の支援を充実させていく必要がある。

(要求の考え方)

今後、2025年を迎えて認知症高齢者が増加するなどして、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズが更に多様化、増大する見込みに対応し、地域連携ネットワークが多様な主体の積極的な参画の下で持続可能な形で運営されるようにするため、次の考え方による要求を行う。

- ① 都道府県による市町村体制整備支援の機能を強化し、小規模市町村などの中核機関等の体制整備・地域連携ネットワークの構築を促進する。中核機関のコーディネート機能の強化等により、② 住民同士の「互助」、「福祉」による支援、「司法」による支援の各々における権利擁護支援機能を強化し、③ 地域連携ネットワーク関係者の連携・協力関係を強化する。

令和3年度まで

- 市町村による中核機関の整備を通じた、地域連携ネットワークの構築の推進

広報、相談が中心

中核機関

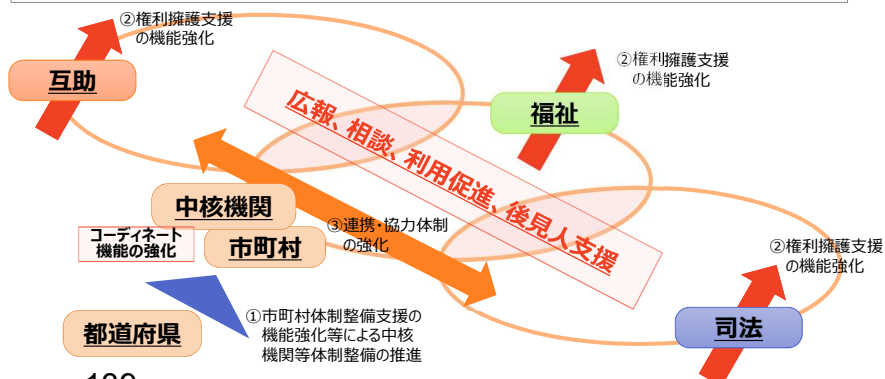
市町村

課題

- 中核機関を中心としたスキームであるため、
- 人口規模が小さく、社会資源等が乏しい町村部などで、中核機関等の体制整備や地域連携ネットワークの構築が十分に進んでいない。
 - 中核機関に各種取組の実施が偏重しやすく、地域連携ネットワーク全体としての機能強化が進みにくい。

令和4年度要求の基本コンセプト

- ① 都道府県の機能強化等による中核機関等体制整備の推進（現行計画の課題への取組）
- ② 多様な主体による権利擁護支援の機能強化（次期計画の推進）
- ③ 地域連携ネットワーク関係者の連携・協力体制の強化（次期計画の推進）



自治体・中核機関における権利擁護支援体制の強化

(生活困窮者就労準備支援事業等補助金:「成年後見制度利用促進体制整備推進事業」)

令和4年度予算案(令和3年度予算額)

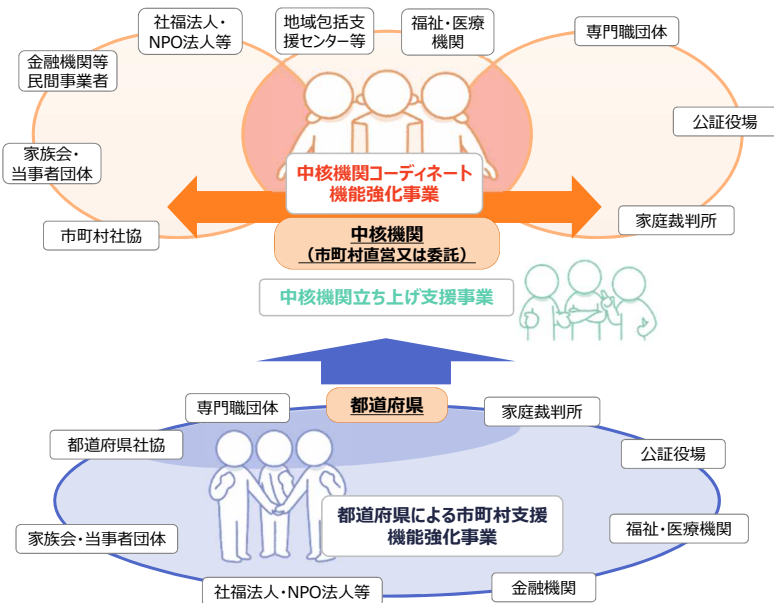
318,560千円(358,357千円)

【要旨】

- 人口規模が小さく、社会資源等が乏しいことから、中核機関の整備状況が十分でない市町村を含めた市町村の体制整備を後押しするため、都道府県において、司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の場を設けるとともに、専門職などによる助言等が得られる体制づくりを進める。
- 市町村においては、中核機関等の体制整備を進め、中核機関の立ち上げ後は、権利擁護支援の地域連携ネットワークを持続可能な形で運営できるよう、広域的な連携の推進を含め中核機関のコーディネート機能の強化を図る。

事業内容

●事業の実施・関係性のイメージ



○ 中核機関コーディネート機能強化事業【実施主体：市町村（委託可）】

- 中核機関における情報収集・相談対応に関する調整機能強化、法的課題解決後の市民後見人への交代等を想定した方針検討等を行う受任者調整、市町村間や近隣中核機関間の連携を図る取組を行う市町村に補助を行う。

<基準額> 1,000千円/取組 (1市町村あたり最大3,000千円)

【加算】①調整体制の強化、②受任者調整の仕組み化、③広域連携の実施

<補助率> 1/2

○ 中核機関立ち上げ支援事業【実施主体：市町村（委託可）】

- 市町村での中核機関の立ち上げに向けた検討会の実施等について補助を行う。

<基準額> 600千円

<補助率> 1/2

○ 都道府県による市町村支援機能強化事業【実施主体：都道府県（委託可）】

- 司法専門職や家裁等との定期的な協議と市町村職員向け研修を実施する都道府県に補助を行う。また、相談窓口を設置し、各アドバイザーの派遣等を行う場合は加算する。

<基準額> 1,000千円/必須取組
4,000千円/加算取組 (1都道府県あたり最大10,000千円)

【必須】①司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の実施

②市町村・中核機関等の職員向け研修の実施

【加算】①体制整備アドバイザーの配置・派遣
②相談窓口の設置と専門的支援アドバイザーの配置・派遣

<補助率> 1/2

互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化

(生活困窮者就労準備支援事業等補助金:「互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業」)

令和4年度予算案(令和3年度予算額)

94,000千円(-千円)

【要旨】

- 成年後見制度利用促進が地域・福祉・司法など様々な分野・主体に関わるものであることを鑑み、また今後は、制度の利用者が増加する見込みであることに対応するため、中核機関による支援のみならず、住民等による「互助」、「福祉」による支援、「司法」による支援の各々において、権利擁護支援機能を強化することが重要。
- 具体的には、互助・福祉・司法における意思決定支援の基盤づくり、オンライン等を活用した効果的な支援の実施、互助・福祉等の支援から成年後見制度等への適切な移行を行う取組を進める。

事業内容

○ 市民後見人、福祉・司法関係者等への意思決定支援研修事業【実施主体：都道府県・市町村（委託可）】

- 令和2年度に国において作成した「意思決定支援研修」のカリキュラムや教材等を用いて、都道府県等において、親族後見人等を対象にした研修を実施する。
- この他、市町村等の実情に応じて、地域の互助・福祉・司法の関係者を対象に、権利擁護支援の強化を図る研修に取り組む。

<基準額> ①意思決定支援研修の実施 1,000千円

②その他、権利擁護支援の強化を図る研修の実施 300千円

<補助率> 1/2

厚生労働省

カリキュラム・教材等の提供

都道府県等

専門職団体
都道府県社協

委託や講師依頼



○ 互助・福祉・司法の効果的な支援を図るオンライン活用事業【実施主体：都道府県・市町村（委託可）】

- 中山間地、離島などの市町村において、司法専門職等の地域偏在により支援が受けにくい状況等を解消するため、互助・福祉・司法における相談支援等の場において、オンラインの活用を図る。

<基準額> 300千円

<補助率> 1/2

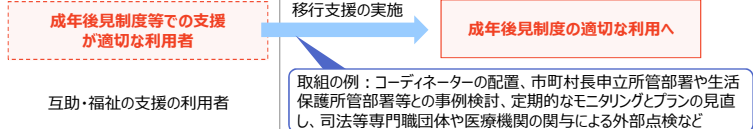


○ 成年後見制度等への移行支援事業【実施主体：都道府県・指定都市（委託可）】

- 互助・福祉の支援（例：日常生活自立支援事業など）から、成年後見制度等への移行を進める取組に対して補助を行う。

<基準額> 5,000千円

<補助率> 1/2



互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業

新たな連携・協力体制を構築するモデル事業の実施

(生活困窮者就労準備支援事業等補助金:「持続可能な権利擁護支援モデル事業」)

令和4年度予算案(令和3年度予算額)
37,500千円(-千円)

【要旨】

- 次期基本計画期間に2025年を迎え、認知症高齢者の増加などにより、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズの高まりが想定される。相続や不動産売却処分などの法律行為が必要な場合など、成年後見制度による支援が必要な方が適切に制度を利用できるようにするとともに、広範な権利擁護支援ニーズに対応していくためには、多様な主体の参画を得て、権利擁護支援に係る新たな連携・協力による支援体制を構築することが肝要。
- 一方で、寄付等の活用や民間団体等の参画を促す際には、利益相反関係が生じる可能性があるなど、このような体制を全国的に拡大していくためには、予めルールやスキームを整理する必要がある。
- 本事業では、自治体において、多様な主体の参画による権利擁護支援に係る連携・協力体制づくりをモデル的に実施し、新たな支え合いの構築に向け、取組の効果や取組の拡大に向け解消すべき課題等の検証を行う。

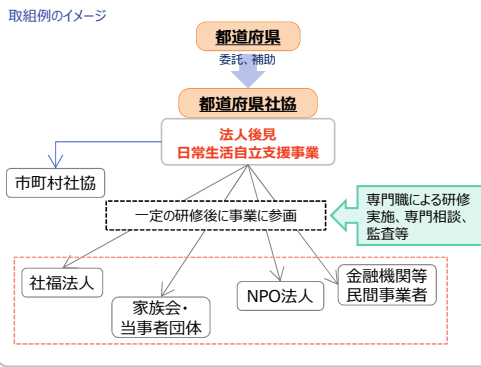
事業内容

○ 持続可能な権利擁護支援モデル事業【実施主体：都道府県・市町村（委託可）】

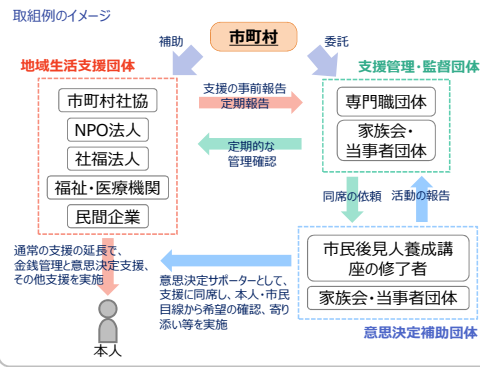
<基準額> 1自治体あたり 5,000千円
<補助率> 3/4

- 3つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

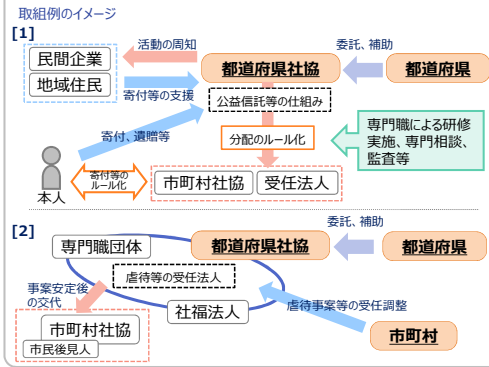
① 地域連携ネットワークにおいて、民間企業等が権利擁護支援の一部に参画する取組



② 簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組



③ 寄付等の活用[1]や、虐待案件等を受任する法人後見[2]など、都道府県の機能を強化する取組



成年後見制度利用促進関係予算（令和4年度予算案）

		社会・援護局	老健局	障害保健福祉部
市町村計画の策定		○市町村計画策定費の地方交付税措置 (H30年度～)		
権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進		○市町村における中核機関整備・運営費の地方交付税措置 (H30年度～) ●自治体・中核機関における権利擁護支援体制の強化 (3.2億円) ・都道府県による市町村支援機能強化、中核機関のコーディネート機能強化等 ○成年後見制度利用促進体制整備研修 (0.6億円) ○任意後見・補助・保佐等の広報・相談強化事業 (1.2億円) ●成年後見制度利用促進現状調査等事業 (0.1億円)		
意思決定支援の推進等による権利擁護支援の強化		●互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業 (0.9億円) ・都道府県等による意思決定支援研修、オンライン活用、制度への移行支援 ●持続可能な権利擁護支援モデル事業 (0.4億円)		
担い手の確保・育成	市民後見人の育成(養成研修等)		○権利擁護人材育成事業 (地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分) 137億円の内数)	
	法人後見の支援(研修、専門職との連携体制整備等)			○法人後見支援事業 (地域生活支援事業費等補助金518億円の内数)
成年後見制度利用(申立費用、後見等報酬)の助成			○成年後見制度利用支援事業(高齢者)(地域支援事業交付金1,928億円の内数)	○成年後見制度利用支援事業(障害者)(地域生活支援事業費等補助金518億円の内数)
成年後見制度の広報・啓発				○成年後見制度普及啓発事業(障害者)(地域生活支援事業費等補助金518億円の内数)

※ ●は、新規又は一部新規。

中核機関の整備や権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに活用できる財源のイメージ（令和4年度予算案）

中核機関

権利擁護支援におけるオンラインの活用
● 互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業

権利擁護支援・意思決定支援についての理解の浸透
● 互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業

成年後見制度の広報・啓発

<高齢者>
○ 成年後見制度利用支援事業（地域支援事業交付金）

<障害者>
○ 成年後見制度普及啓発事業（地域生活支援事業費等補助金）

市民後見人の育成・活躍支援

○ 権利擁護人材育成事業（地域医療介護総合確保基金）

法人後見の担い手の育成

○ 法人後見支援事業（地域生活支援事業費等補助金）

地域連携ネットワークの権利擁護支援機能を強化するための中核機関のコーディネート機能強化

● 中核機関コーディネート機能強化事業（成年後見制度利用促進体制整備推進事業）
…①調整体制の強化（アウトリーチ、有資格者配置等）、②受任者調整のしくみ化、③広域連携の実施

中核機関整備・運営、市町村計画の策定 ○ 地方交付税措置

中核機関の立ち上げ

● 中核機関立ち上げ支援事業（成年後見制度利用促進体制整備推進事業）
…立ち上げに向けた検討会の実施、先進地の視察等

権利擁護支援の新たな連携・協力のしくみづくり

● 持続可能な権利擁護支援モデル事業

市町村

都道府県

権利擁護支援におけるオンラインの活用

● 互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業

意思決定支援研修の実施

● 互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業

市民後見人の育成等

○ 権利擁護人材育成事業（地域医療介護総合確保基金）

都道府県による市町村支援、都道府県単位の地域連携ネットワークづくり

● 都道府県による市町村支援機能強化事業（成年後見制度利用促進体制整備推進事業）
【必須】①都道府県協議会の開催、②市町村・中核機関等職員向け研修の実施
【加算】①体制整備アドバイザー配置・派遣、②相談窓口の設置と専門的支援アドバイザーの配置・派遣

権利擁護支援の新たな連携・協力のしくみづくり

● 持続可能な権利擁護支援モデル事業

※ ●は生活困窮者就労準備支援事業等補助金の事業。

（参考）日常生活自立支援事業の適正な実施について

1 日常生活自立支援事業にかかる事務処理不正事案について

- 県社会福祉協議会が業務を委託している町社会福祉協議会の担当職員が、平成28年度から令和2年12月までの間に、利用者から預かっている預金通帳を使って無断で現金を払い出す不適正な事務処理を行い、使途不明金が300万円を超えていることが同県社協の訪問調査において判明。（※ケース記録が作成されていない、利用者本人の受取書がない、預金通帳受渡簿に記録がない事例が発見されたことから、同町社協が担当職員に理由を確認したところ着服を認めたもの）
- 同町社協は臨時理事会を開催して不祥事案の報告と、担当職員の懲戒解雇、会長・事務局長の処分を決定するとともに、利用者への説明と謝罪を行い、県社協に対して今回の不祥事案と今後の対応について報告。県社協職員により着服額の確認作業を実施。令和3年3月に利用者との示談及び被害額の返済を終了。

2 国からの事務連絡発出、全国会議における対応について

- 上記の事案は、各都道府県・指定都市が補助事業として実施する日常生活自立支援事業への信頼が失われることになりかねない問題のため、事業の適正な実施について各都道府県・指定都市社会福祉協議会に対する指導・助言の徹底を依頼する事務連絡を発出（令和2年12月25日）
- また、令和3年3月の全国課長会議においても、各都道府県・指定都市に対し、改めて会計事務に係る内部牽制体制の確立について徹底するなど、各都道府県・指定都市社会福祉協議会に対する一層の指導・助言を依頼。

3 令和3年4月・12月の事務連絡発出について

- 新年度（令和3年度）の事業開始にあたり、社会福祉協議会に対する監査指導の際には、本事業の運営のためのマニュアルがきちんと浸透される取組が行われているかも確認いただくよう各都道府県・指定都市に依頼するとともに、不正防止の取り組みイメージについて、全国社会福祉協議会の「地域福祉権利擁護に関する検討委員会」で作成した不正防止のポイントも併せて送付。これらの資料も活用のうえ、本事業の適正な実施について取り組むよう依頼したところ。

4 不適正事案が発生した場合の対応について

- 管内市区町村社協において不適正事案が発生した場合には、すみやかに都道府県社会福祉協議会、都道府県担当課を通じて国に報告すること。(第1報)
- 不適正事案を確認してから報告するまで数ヶ月経過している事案があり、問題の早期解決と再発防止のためには、いち早い報告が不可欠。

5 不適正事案発生時の調査・報告のポイント

- 都道府県担当課、都道府県社会福祉協議会においては、管内市区町村社会福祉協議会において不適正事案が発生した場合には、以下の点に留意して調査を行い、報告すること。
 - ① 以下の各点に留意して、事案の発生原因を明確にすること。
 - ・ 担当職員を起因とするもの
 - ・ 組織の管理・実施体制を起因とするもの
 - ・ 都道府県社会福祉協議会の指導・監督体制を起因とするもの
 - ② 上記3点の今後の対応策(再発防止策)について、いつまでに何をどう実施するか。

6 消費生活協同組合関連

消費生活協同組合(生協)の概要について

生協とは

○ 消費生活協同組合は、組合員が出資し、組合員が組合員の生活の文化的経済的改善向上のための事業や助け合い活動を行い、組合員が利用する非営利の協同組織である(根拠:消費生活協同組合法(昭和23年))。

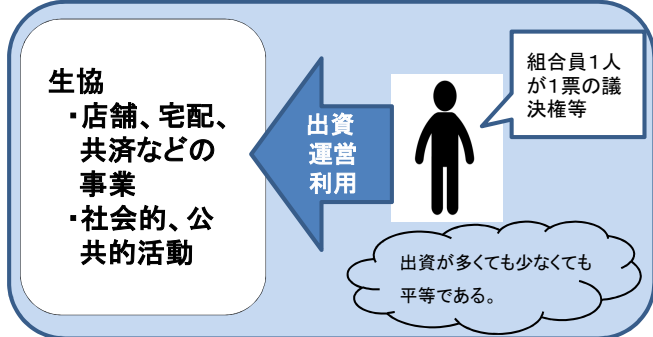
基本的原則

- ・一定の地域又は職域による人と人との結合(相互扶助組織)
- ・組合員の生活の文化的経済的改善向上
- ・加入・脱退の自由
- ・組合員の議決権・選挙権の平等
- ・組合員への最大奉仕、非営利
- ・員外利用の原則禁止
- ・政治的中立
(特定の政党のために利用してはならない。)

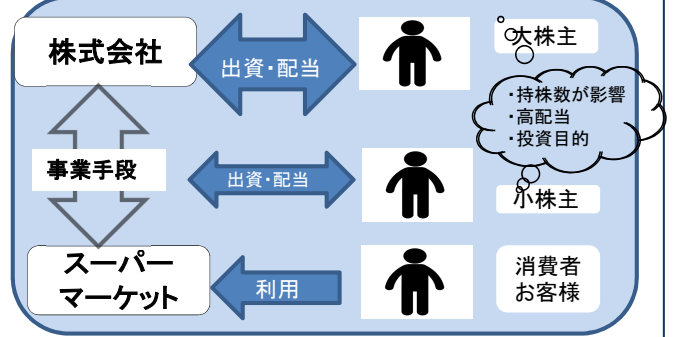
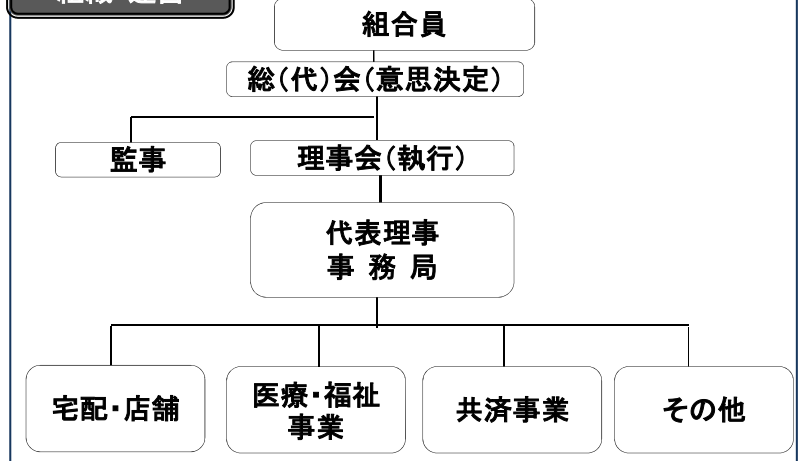
出資

組合員は出資1口以上を有しなければならない。

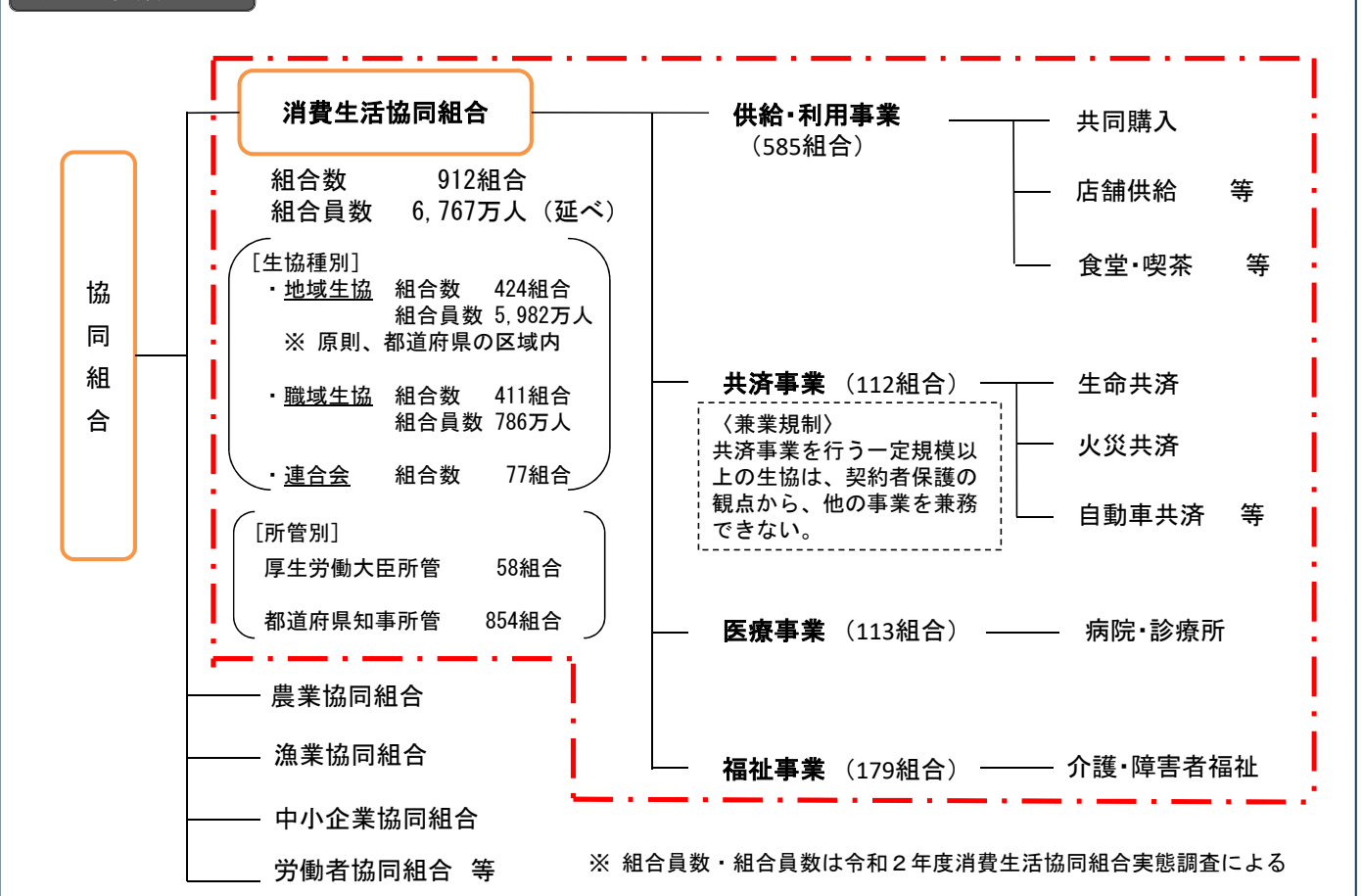
株式会社と生協の違い



組織・運営



事業の種類と現状



7 令和4年度予算案（地域福祉課）の概要

令和4年度予算案（地域福祉課）の概要 [1/3]

事項	令和3年度額	令和4年度案	差引増▲減額	備考
1 地域共生社会の実現に向けた対応				
(1) 重層的支援体制整備事業の実施				※子ども家庭局、社会・援護局(社会)、障害保健福祉部、老健局において計上した合計額 ※国事業(委託費) ※「生活困窮者自立支援制度に係る負担金・補助金等」は、保護課計上分を含んだ金額。
・包括的相談支援事業	48.6億円	147.3億円	98.7億円	
・地域づくり事業	17.8億円	57.6億円	39.9億円	
・多機関協働事業等	9.7億円	27.0億円	17.3億円	
(2) 重層的支援体制の整備に向けた支援等				
・重層的支援体制整備事業への移行準備事業	36.7億円	27.6億円	▲9.1億円	
・重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業	2.8億円	1.3億円	▲1.5億円	
・重層的支援体制構築推進人材養成事業	0.3億円	0.2億円	▲0.04億円	
2 生活困窮者自立支援制度の推進				
生活困窮者自立支援制度に係る負担金・補助金等 555億円の内数		生活困窮者自立支援制度に係る負担金・補助金等 594億円の内数		
<必須事業> ・自立相談支援事業 ・住居確保給付金 ・被保護者就労支援事業【保護課所管】 ・被保護者健康管理支援事業【保護課所管】				
(参考)令和3年度補正予算 ・住居確保給付金 99.8億円				
<任意事業> ・就労準備・家計相談支援事業 ・一時生活支援事業 ・子どもの学習・生活支援事業 ・被保護者就労準備支援等事業【保護課所管】 等				
(参考)令和3年度補正予算 ・緊急小口資金等の特例貸付 4,581億円 ・自立相談支援機関等の機能強化 60.9億円の内数(※新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金) ・生活困窮者等支援民間団体活動助成事業 4.7億円 (※独立行政法人福祉医療機構 社会福祉振興助成事業として実施)				

令和4年度予算案（地域福祉課）の概要 [2/3]

事 項	令 和 3 年 度 額 予 算	令 和 4 年 度 案 予 算	差 引 増 ▲ 減 額	備 考
<委託費> ・生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業 ・自治体・支援員向けコンサルティング事業 ・農業分野との連携強化モデル事業 ・居住支援相談窓口の設置 周知支援事業 ・生活困窮者自立支援統計システム(運用・保守)	0.7億円 0.6億円 1.0億円 0.2億円 0.4億円	0.7億円 0.6億円 1.0億円 0.2億円 0.2億円	0 0 0 0 ▲0.1億円	※デジタル庁計上
(参考)令和3年度補正予算 ・生活困窮者自立支援統計システム(改修) 1.5億円(※デジタル庁計上)				
3 ひきこもり支援の推進 ・ひきこもり支援推進事業 ・ひきこもり支援実機関支援力向上研修 ・ひきこもりに関する地域社会に向けた普及啓発と情報発信	11.5億円 — 1.5億円	17.6億円 0.1億円 1.5億円	6.1億円 0.1億円 0	※国事業(委託費) ※国事業(委託費)
(参考)令和3年度補正予算 ・ひきこもり支援体制構築加速化事業 60.9億円の内数(※新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金)				
4 成年後見制度の利用促進 ・成年後見制度利用促進体制整備推進事業 ・互助福祉司法における権利擁護支援の機能強化事業 ・持続可能な権利擁護支援モデル事業 ・成年後見制度利用促進体制整備研修事業 ・後見人等への意思決定支援研修 ・成年後見制度利用促進現状調査等事業 ・任意後見・補助・保佐等広報相談体制強化事業	3.6億円 — — 0.3億円 0.6億円 — 1.4億円	3.2億円 0.9億円 0.4億円 0.6億円 0 0.1億円 1.2億円	0.4億円 0.9億円 0.4億円 0.3億円 ▲0.6億円 0.1億円 ▲0.2億円	} 「成年後見制度利用促進体制整備研修事業」に統合 ※国事業(委託費)

令和4年度予算案（地域福祉課）の概要 [3/3]

事 項	令 和 3 年 度 額 予 算	令 和 4 年 度 案 予 算	差 引 増 ▲ 減 額	備 考
5 東日本大震災等被災者への見守り・相談支援及びボランティア活動への支援の推進 ・東日本大震災の被災者に対する見守り・相談支援等の推進 ・被災者に対する見守り・相談支援等の推進 ・災害ボランティア活動への支援の推進	被災者支援総合交付金 (復興庁所管) 125億円の内数 13.5億円 2.3億円	被災者支援総合交付金 (復興庁所管) 115億円の内数 13.5億円 1.8億円	0 ▲0.5億円	
6 地方改善事業の推進等 ・地方改善施設整備費 ・地方改善事業費 ・アイヌの人々のための電話相談事業	4.4億円 36.2億円 0.06億円	4.4億円 36.2億円 0.06億円	0 0 0	※国事業(委託費)
(参考)令和3年度補正予算 ・隣保館の耐災害性強化(耐震化整備・ブロック塀改修) 2.8億円				
7 その他 ・全国社会福祉協議会の活動の推進 ・寄り添い型相談支援事業	2.0億円 7.5億円	2.0億円 7.5億円	0 0	